

第31回京都市障害者自立支援協議会 次第

日時：令和3年3月25日（木）

10:00～11:30

場所：職員会館かもがわ 大会議室

1 開 会

2 座長あいさつ

3 出席者紹介

4 議 題

(1) 各地域協議会の活動内容について〔報告〕

- ・ 北部
- ・ 中部
- ・ 東部
- ・ 西部
- ・ 南部

(2) その他

障害保健福祉推進室が取り組む重点課題の取組状況について〔報告〕

5 情報提供

- ・ 令和3年度予算について
- ・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランについて

6 閉 会

配付資料

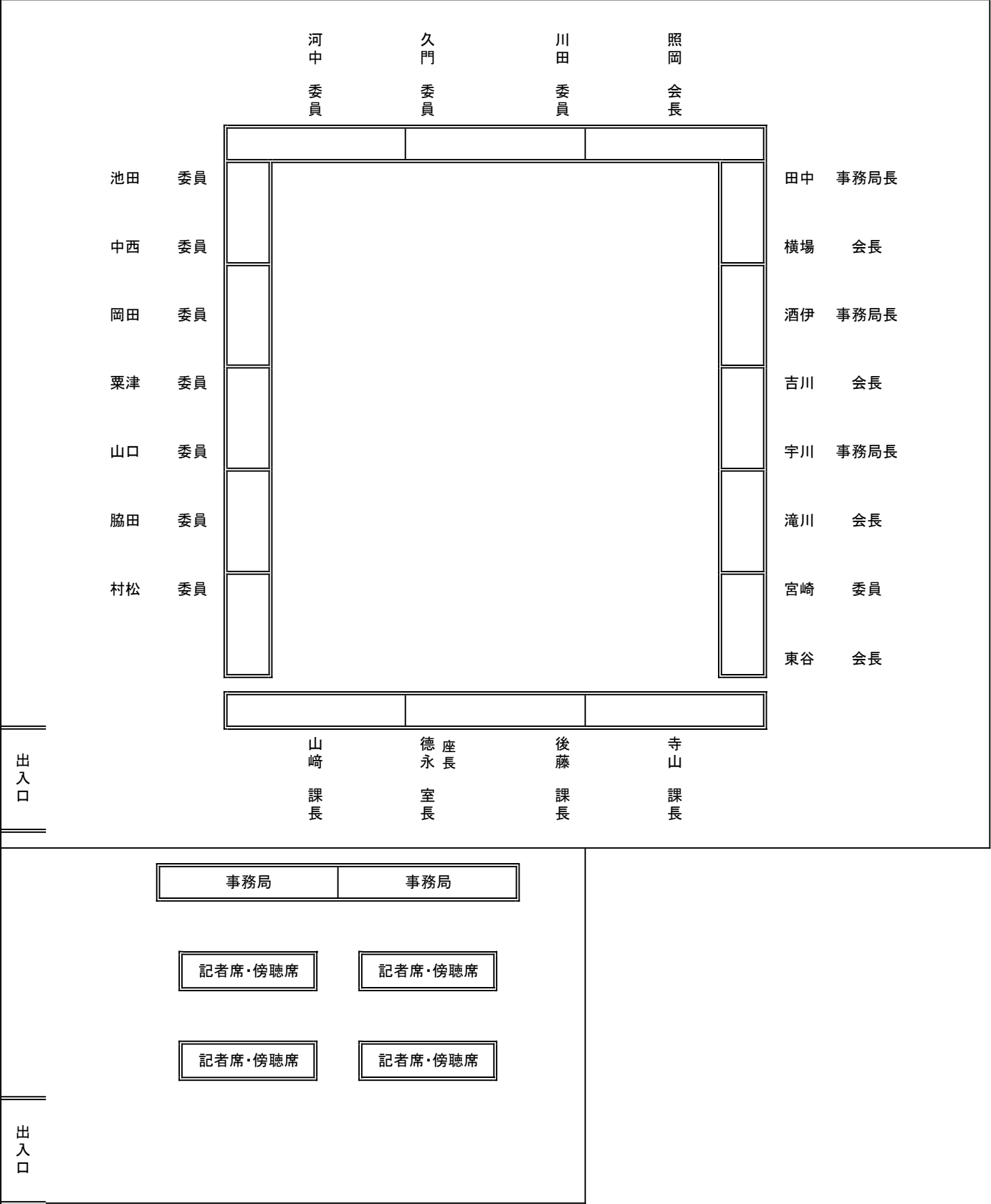
（資料1－1）北部障害者地域自立支援協議会 活動報告	P. 1
（資料1－2）中部障害者地域自立支援協議会 活動報告	P. 6
（資料1－3）東部障害者地域自立支援協議会 活動報告	P. 9
（資料1－4）西部障害者地域自立支援協議会 活動報告	P. 13
（資料1－5）南部障害者地域自立支援協議会 活動報告	P. 28
（資料2－1）重点課題にかかる取組状況について	P. 30
（別添1）支えあうまち第12号（準備号）	P. 41
（別添2）はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン中間見直し（最終案）	P. 45

京都市障害者自立支援協議会（市協議会）名簿

（敬称略）

構成	所属団体等		氏 名	備考
地域協議会	京都市北部障害者地域自立支援協議会	会長	東谷 美幸	北区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課長
	京都市北部障害者地域自立支援協議会	事務局長	宮崎 彰造	京都市北部障害者地域生活支援センター 「らしく」センター長
	京都市中部障害者地域自立支援協議会	会長	滝川 恵子	上京区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課長
	京都市中部障害者地域自立支援協議会	事務局長	宇川 征宏	京都市中部障害者地域生活支援センター 「にしじん」センター長
	京都市東部障害者地域自立支援協議会	会長	吉川 篤	伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課長
	京都市東部障害者地域自立支援協議会	事務局長	酒伊 良行	京都市東部障害者地域生活支援センター 「らくとう」センター長
	京都市西部障害者地域自立支援協議会	会長	横場 大介	西京区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課長
	京都市西部障害者地域自立支援協議会	事務局長	田中 大二郎	京都市西部障害者地域生活支援センター 「らくさい」所長
	京都市南部障害者地域自立支援協議会	会長	照岡 知子	伏見区役所深草支所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課長
	京都市南部障害者地域自立支援協議会	事務局長	平田 義 (代理：川田 よしみ)	京都市南部障がい者地域生活支援センター 「あいりん」センター長
事業者代表	京都市居宅介護等事業連絡協議会	理事	駒田 健一 (欠席)	株式会社 ストレイト 代表
	京都市生活介護等事業（障がい者デイサービス）連絡協議会	会長	久門 誠	重度障害者通所介護じゅらく 所長
	京都市就労移行支援事業所ネットワーク会議	会長	河中 洋平	就労移行支援事業所・就労継続B型支援事業所 花水木 所長
	京都市身体障害者福祉施設長協議会	副会長	池田 健	京都市みぶ障害者授産所 所長
	京都知的障害者福祉施設協議会	副会長	中面 昌哉	障がい者地域共生拠点イマジン 統括管理者
	京都精神保健福祉施設協議会	副会長	岡田 よし子	ゆりかもめ 管理者
	きょうされん京都支部	支部相談役	栗津 浩一	アイアイハウス 施設長
社協	京都市社会福祉協議会	事務局次長	武元 正史 (欠席)	
市関係機関	地域リハビリテーション推進センター	相談課長	山口 信義	
	京都市発達相談所	発達相談課長	小西 茂人	
	京都市こころの健康増進センター	相談援助課長	脇田 晴美	
	京都市発達障害者支援センター	センター長	村松 陽子	
事務局	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室	室長	徳永 博己	座長
	同上	在宅福祉課長	後藤 司	
	同上	社会参加推進課長	山崎 正和	
	京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	担当課長	寺山 京美	

第31回 京都市障害者自立支援協議会
令和3年3月25日(木) 10:00～11:30



令和 2 年度 京都市 北部 障害者地域自立支援協議会 活動報告

1 年間活動報告

年月	活動内容
令和 2 年 4 月	3 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室）
5 月	
6 月	3 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室）
7 月	3 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室）
8 月	7 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室） 31 日（月）児童部会（京都ライトハウスホール） 31 日（月）児童養護自立支援連絡会（京都ライトハウス研修室）
9 月	4 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室） 23 日（水）個別支援会議（京都ライトハウス研修室）
10 月	2 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室） 29 日（木）通所課題部会分科会 A「送迎を実施する事業所を増やす」① （北区総合庁舎）
11 月	6 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室） 27 日（金）第 20 回全体会議（Zoom によるオンライン開催） 25 日（水）通所課題部会分科会 B「自力通所の力をはぐくむ」① （左京区総合庁舎） 30 日（月）児童部会（京都ライトハウスホール） 30 日（月）児童養護自立支援連絡会（京都ライトハウス研修室）
12 月	4 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室） 17 日（木）通所課題部会分科会 A「送迎を実施する事業所を増やす」② （支援センターらしく）
令和 3 年 1 月	5 日（火）支援会議（医療法人三幸会北山病院） 8 日（金）運営会議（左京区総合庁舎会議室） 21 日（木）第 21 回全体会議（Zoom によるオンライン開催）
2 月	2 日（火）通所課題部会分科会 A「送迎を実施する事業所を増やす」③ （Zoom によるオンライン開催） 4 日（木）通所課題部会分科会 B「自力通所の力をはぐくむ」② （左京区総合庁舎） 5 日（金）運営会議（Zoom によるオンライン会議） 22 日（月）児童部会「北総合支援学校高等部における進路指導の流れや 今年度卒業生の進路状況について」（左京区総合庁舎） 22 日（月）児童養護自立支援連絡会（京都ライトハウス研修室）
3 月	5 日（金）運営会議（Zoom によるオンライン会議）

2 各活動の具体的内容と取り組みの成果

(1) 全体会議（コロナ禍のため、例年の集会形式での実施は無し）

- ・ 11 月 27 日（金） 10:00～12:00 （Zoom によるオンライン開催） 参加者：27 名
「コロナ禍に向き合い、見えたこと ～各事業所から報告する『これまで』と『これから』～」
- ・ 1 月 21 日（木） 10:00～12:00 （Zoom によるオンライン開催） 参加者 36 名
「親亡き後の課題；遺言や相続について弁護士を招いての研修会」

講師：北川英幸先生（北川法律事務所）

(2) 運営会議

原則毎月第 1 金曜日 9:30～11:30 左京区総合庁舎会議室

※緊急事態宣言下のため、5 月の運営会議は休会。

(3) 支援会議

2 件開催（3/5 現在）。

- ・ 総合支援学校高等部在籍の少年が母親の手にかかり亡くなった事件（昨年 7 月）を受け、「二度と同様の事件を起こさないためにはどうすればよいか」について、関わりのあった支援者や機関を中心に振り返りをした。
- ・ お金のやり繰りがうまくいかず、何度も生活破綻して調子を崩され、精神科病院へ入退院を繰り返している方のケースへの対応について。

(4) 地域懇談会（コロナ禍のため、例年の集会形式での実施は無し）

- ・ 2 月 8 日（月）～3 月 19 日（金）「事業所応援企画〈通信販売企画〉」

※10 か所の就労系事業所を募り、各事業所の製品を販売するための『まごころ通販 C A T A L O G』を作成。例年、地域懇談会にお招きしている地域支援者へカタログを配布(1,000 部)。

(5) 専門部会

- ・ 児童部会

3 か月に 1 回の頻度で定期の部会を開催している。それ以外に、「障害のある学齢期児童の子どもと親の暮らし支援を考える情報交換会」「子どもと大人の支援はつながっています」の企画を継続して実施している。

2 月 22 日（月）

「北総合支援学校高等部における進路指導の流れや今年度卒業生の進路状況について」
(左京区総合庁舎)

- ・就労支援部会
2～3か月に1回、不定期で開催。今年度はコロナ禍のため活動休止。
- ・支援センター部会
3か月に1回、土曜日に開催。今年度はコロナ禍のため活動休止。
- ・グループホーム部会
不定期で開催。今年度はコロナ禍のため活動休止。
- ・地域福祉ネットワーク部会
不定期で開催。今年度はコロナ禍のため活動休止。

(6) その他

- ・児童養護自立支援連絡会
3か月に1回開催。
8月31日(月) 15:00～16:30 (京都ライトハウス研修室)
11月30日(月) 15:00～16:30 (京都ライトハウス研修室)
2月22日(月) 15:00～16:30 (京都ライトハウス研修室)
- ・通所課題解決のための部会
分科会 A「送迎を実施する事業所を増やす」
10月29日(木) (北区総合庁舎)
12月17日(木) (支援センターらしく)
2月2日(火) (Zoomによるオンライン開催)
- 分科会 B「自力通所の力をはぐくむ」
11月25日(水) (左京区総合庁舎)
2月4日(木) (左京区総合庁舎)
- ・京都市自立支援協議会へ要望書提出(別紙1)
- ・京都教育大学へ要望書提出(別紙2)

【北部協議会 別紙 1】

2021 年 1 月 8 日

京都市障害者自立支援協議会

座 長 徳永 博己 様

京都市北部障害者地域自立支援協議会

会 長 東谷美幸

事務局長 宮崎彰造

要 望 書

昨年の 7 月 16 日、左京区にて、総合支援学校高等部在籍の少年が母親の手にかかり亡くなるという痛ましい事件が起きました。この事件を受けて当自立支援協議会では、「再び同様の事件が繰り返されないためにどうすればよいか。どういった点が不足していたのか」について、ご本人ご家族に関わりのあった事業者・関係機関を中心に振り返りを実施しました。その議論の中で、特に以下の点が課題としてあげられました。

- ①相談支援専門員もついておらず、支援者の中で司令塔の役割を果たすものがいなかった。
- ②事件直前、ご家族の変調に気づいていた支援者もいたが、それを支援者全体として共有することができていなかった。
- ③ご家族は、ご本人の卒業後の進路について悩み、結果として孤立していた。
- ④ご家族についての様々な情報について、把握している機関はあったが個人情報保護の観点から共有が難しかった。
- ⑤行動障害のあるご本人への対応でご家族は悩んでいたが、日中活動事業所や学校などではそのような行動が見られず、ご家族の抱えていたしんどさが見えづらかった。

これらの各課題について貴協議会の児童部会で取り上げていただき、解決に向けて取り組んでいただきますよう要望いたします。

また、とりわけ③の課題に関してですが、支援学校卒業後の進路決定について、現在は支援学校の進路担当者と保護者を中心に進められています。その中で、進路決定についての不安や悩みを抱えていながら、相談できず孤立している保護者も少なくありません。保護者の方から、「学校の懇談の場に立ち会ってほしい」「学校の事業所見学の時に 1 人では不安だし、一緒に行ってもらえないか」との相談を支援事業者が受けることがあっても、現状ではなかなかそれがかなわず、進路決定に協力しづらい仕組みです。

当協議会としては、こうした進路決定過程での保護者の孤立を防ぐために、保護者が希望される場合は、支援学校での進路決定の過程に支援事業者が積極的に関わることが出来るような仕組みが必要だと考えます。

つきましては、各総合支援学校に対して、この点を改善していただくように貴協議会児童部会から教育委員会を通じて働きかけていただきますよう、併せて要望いたします。

【北部協議会 別紙 2】

2021 年 3 月 5 日

国立大学法人 京都教育大学 御中

京都市北部障害者地域自立支援協議会
会 長 東谷美幸
事務局長 宮崎彰造

要 望 書

私たち「京都市北部障害者地域自立支援協議会」は、京都市（北区役所及び左京区役所）、北区及び左京区内の障害福祉サービス事業所、さらには医療機関や地域で障害のある方を支援している様々な関係者が参画して、ともに地域の課題を共有し、地域の力を向上させることを目指して活動している協議体です。

これまでも北区及び左京区における障害者支援ネットワークの構築や地域の福祉課題解決にむけて取り組んできました。

貴学には、研究機関である教育大学ならではの知識や情報の蓄積があり、附属小中学校においては、一つの学校に普通学級と特別支援学級がともにあり、そこで育つ子どもたちに「どんな人もお互いに違いがあっても、この社会でともに生きている」という大切な価値観を自然に身につける場であるという役割を担っておられます。

これは支援学級の児童だけではなく、普通学級の児童にとっても貴重な経験の場であり、京都市北部地域にあって、大切なモデルであると当協議会では認識しておりました。

今回、貴学における組織改革案の一つとして、附属小中学校・特別支援学級の廃止が検討され、その後の新聞報道では、その廃止案の凍結が検討されているとのことですが、当協議会では今後も貴学の特別支援学級に「45年にわたる知見を蓄積されてきたモデル校」としての役割を担っていただけることを願い、特別支援学級が存続されることを求めます。

最後に、当協議会・児童部会は障害のある児童支援の質の向上を目指し、懇談会や研修会を実施しております。今後は開催案内等を送付させていただきますので、貴学の先生方に教育分野からの知見や示唆をいただく機会に恵まれますことを願っています。よろしくお願いいたします。

令和 2 年度 京都市中部障害者地域自立支援協議会 活動報告

1 年間活動報告

年月	活動内容
令和 2 年 4 月	4 月 2 日（木）事務局会議 中止：運営会議
5 月	5 月 13 日（水）事務局会議 5 月 21 日（木）運営会議
6 月	6 月 4 日（水）事務局会議 6 月 8 日（水）相談支援専門部会：担当者会議 6 月 9 日（木）医療的ケア専門部会：担当者会議 6 月 18 日（水）運営会議
7 月	7 月 2 日（木）事務局会議 7 月 9 日（金）就労支援部会：担当者会議 7 月 10 日（金）児童専門部会：担当者会議 7 月 10 日（金）GH 専門部会：担当者会議 7 月 14 日（火）地域課題研究会：担当者会議 7 月 17 日（金）災害支援部会：担当者会議 7 月 16 日（木）運営会議 7 月 30 日（木）医療的ケア専門部会：担当者会議
8 月	8 月 7 日（金）事務局会議 8 月 20 日（木）運営会議 8 月 20 日 相談支援専門部会：相談支援専門員等カフェ 8 月 24 日（月）児童専門部会：担当者会議 8 月 27 日（木）医療的ケア専門部会：担当者会議 8 月 28 日（金）GH 専門部会：担当者会議
9 月	9 月 1 日（火）児童専門部会：放課後等デイサロン 9 月 1 日（火）地域課題研究会：担当者会議 9 月 3 日（木）事務局会議 9 月 15 日（火）就労支援部会：担当者会議 9 月 17 日（木）運営会議 9 月 18 日（金）相談支援専門部会：担当者会議 9 月 28 日（月）災害支援専門部会：担当者会議
10 月	10 月 1 日（木）事務局会議 10 月 13 日（火）地域課題研究会：担当者会議 10 月 15 日（木）運営会議 10 月 15 日（木）相談支援専門部会：相談支援専門員等カフェ 10 月 16 日（金）GH 専門部会：担当者会議 10 月 22 日（火）医療的ケア専門部会：担当者会議 10 月 26 日（月）災害支援専門部会：担当者会議

11月	11月5日（木）事務局会議 11月9日（月）児童専門部会：担当者的会議 11月9日（月）相談支援専門部会：担当者的会議 11月10日（火）地域課題研究会：担当者的会議 11月19日（木）運営会議 11月20日（金）GH専門部会：担当者的会議 11月26日（木）医療的ケア専門部会：担当者的会議
12月	12月3日（木）事務局会議 12月7日（月）災害支援専門部会：担当者的会議 12月8日（火）就労支援部会：担当者的会議 12月11日（金）就労支援部会：研修会 12月17日（木）運営会議 12月17日（木）相談支援専門部会：相談支援専門員等カフェ 12月21日（月）GH専門部会：担当者的会議 12月24日（木）医療的ケア専門部会：担当者的会議
令和3年 1月	1月5日（火）相談支援専門部会：担当者的会議 1月13日（水）事務局会議 1月13日（水）災害支援専門部会：担当者的会議 1月15日（金）GH専門部会：担当者的会議 1月21日（木）運営会議
2月	2月1日（月）就労支援部会：担当者的会議 2月4日（木）事務局会議 2月18日（木）運営会議 2月18日（木）地域課題研究会：懇談会 2月18日（木）相談支援専門部会：相談支援専門員等カフェ 2月19日（金）GH専門部会：担当者的会議 2月24日（水）児童専門部会：研修会 2月25日（木）医療的ケア専門部会：担当者的会議
3月	3月4日（木）事務局会議 3月8日（月）相談支援専門部会担当者的会議 3月18日（木）運営会議 3月19日（金）GH専門部会：担当者的会議

2 各活動の具体的内容と取り組みの成果

（1）全体会議

- ・開催できず。

（2）運営会議

- ・4月以外は毎月開催。

（3）支援会議

- ・開催なし。

(4) 地域懇談会

- ・開催なし。

(5) 専門部会

- ・部会毎に開催、担当者会議の時点から対面や ZOOM の利用等工夫を凝らした。また、研修会等においても ZOOM にて開催等をした。

【医療的ケア部会】

- ・担当者部会は重ねることが出来たが、部会として研修等は出来なかった。
- ・他圏域との交流を重ねているので、次年度は圏域を超えた研修等を検討している。
- ・次年度は、障害児相談支援事業が如何にしたら増えていくかを検討していきたい。

【児童専門部会】

- ・放課後等デイサービスサロンを開催し、活動する上での工夫や個別支援計画作成をする上で気にしていること等の話をした。
- ・障害児を中心とした個別支援計画の作り方の「研修会」を開催した。

【地域課題研究会】

- ・家族支援に関わるような「事例検討会」を行った。
- ・次年度は、事例検討の回数を増やすことを検討している。

【災害支援専門部会】

- ・担当者部会は重ねることが出来たが、部会として研修等は出来なかった。
- ・次年度は、災害支援に準じた「地域懇談会」を開催予定。

【グループホーム専門部会】

- ・ZOOM にて「座談会」を開催した。
- ・次年度は、新規事業所が参加し易い取り組みを検討している。

【相談支援専門部会】

- ・「相談支援専門員カフェ」を 1 回/2 ヶ月開催し、1 人職場の相談員の不安等を共有する場となっている。
- ・次年度は、参加者のから希望を募り、必要な研修等を開催していく予定。

【就労支援事業所座談会】

- ・不定期に「就労支援事業所カフェ」を開催している。今年度は面接技術を学ぶための「研修会」を行った。
- ・次年度は、「アンガーマネジメント講座」を開催予定。

(6) その他

- ・新型コロナウイルスに関することの情報共有することが多かった。
- ・次年度は、運営会議等においても ZOOM を用いての開催を検討したい。
- ・時世に左右されることなく、必要なことを議論し、少しでも障害のある方や、関わる方にとって有益な集まりになる様に会議を行っていきたい。

令和 2 年度 京都市東部障害者地域自立支援協議会 活動報告

1 年間活動報告

年月	活動内容
令和 2 年 4 月	8 日（水）10:00～11:30 事務局会議（からしだねセンター） 10 日（金）10:00～12:00 触法部会（醍醐支所 第 1 会議室） 15 日（水）10:00～12:00 運営会議（山科区役所 大会議室）
5 月	8 日（金）10:00～12:00 触法部会（醍醐支所 第 1 会議室） 13 日（水）10:00～11:30 事務局会議（からしだねセンター） 20 日（水）10:00～12:00 運営会議 ⇒中止 29 日（金）13:30～16:00 全体会議 ⇒中止 ※新型コロナの対応についてのアンケート実施
6 月	10 日（水）10:00～11:30 事務局会議（Zoom 会議） 17 日（水）10:00～12:00 運営会議（東山区役所 第 1 会議室）
7 月	8 日（水）10:00～11:30 事務局会議（Zoom 会議） 10 日（金）10:00～12:00 触法部会（醍醐支所 第 3 会議室） 15 日（水）10:00～12:00 運営会議（山科区役所 大会議室） 30 日（木）13:30～15:00 災害部会（支援センター「だいが」）
8 月	11 日（火）13:35～15:10 支援会議①（からしだねセンター） 12 日（水）10:00～11:30 事務局会議（Zoom 会議） 19 日（水）10:00～12:00 運営会議（醍醐支所 第 1 会議室）
9 月	7 日（月）11:00～12:30 災害部会（支援センター「だいが」） 9 日（水）10:00～11:30 事務局会議（Zoom 会議） 10 日（金）10:00～12:00 触法部会（醍醐支所 第 3 会議室） 16 日（水）10:00～12:00 運営会議（東山区役所 保健指導室）
10 月	13 日（金）10:00～12:00 触法部会（醍醐支所 第 4 会議室） 14 日（水）10:00～11:30 事務局会議（Zoom 会議） 16 日（金）11:00～12:30 災害部会（支援センター「だいが」） 19 日（月）15:00～15:20 支援会議②（からしだねセンター） 21 日（水）10:00～12:00 運営会議（山科区役所 大会議室）
11 月	11 日（水）10:00～11:30 事務局会議（Zoom 会議） 11 日（水）15:30～17:00 支援センター部会（Zoom 会議） 13 日（金）11:00～12:00 触法部会（醍醐支所 第 3 会議室） 18 日（水）10:00～12:00 運営会議（醍醐支所 第 4 会議室） 18 日（水）研修会 YouTube にて配信開始 「新型コロナ禍において不安なく支援を行うために」 20 日（金）14:00～15:30 災害部会（支援センター「だいが」）

12月	1日(火) 13:00～14:30 グループホーム部会(山科区役所 大会議室) 9日(水) 10:00～11:30 事務局会議 (Zoom 会議) 11日(金) 10:00～12:00 触法部会 (醍醐支所 第1会議室) 15日(火) 災害部会 災害伝言ダイヤルテスト 16日(水) 10:00～12:00 運営会議 (東山区役所 保健指導室) 18日(金) 14:00～15:30 児童専門部会(山科区役所 多目的室) 22日(火) 15:30～17:00 支援センター部会 (Zoom 会議) ※東総合支援学校福祉サービス事業所フェア「事業所ガイドブック」配布
令和3年 1月	8日(金) 10:00～12:00 触法部会 (醍醐支所 第1会議室) 13日(水) 10:00～11:30 事務局会議 (Zoom 会議) 18日(月) 15:00～16:30 支援会議③(醍醐支所 第1会議室) 20日(水) 10:00～12:00 運営会議 ⇒中止 20日(水) 15:30～17:00 支援センター部会 (Zoom 会議)
2月	1日(月) 地域懇談会 ⇒中止 10日(水) 10:00～11:30 事務局会議 (Zoom 会議) 12日(金) 10:00～12:00 触法部会 (醍醐支所 第1会議室) 17日(水) 10:00～12:00 運営会議 ⇒中止 24日(水) 15:30～17:00 支援センター部会 (Zoom 会議)
3月	10日(水) 10:00～11:30 事務局会議 (Zoom 会議) 予定 12日(金) 10:00～12:00 触法部会 (醍醐支所 第1会議室) 予定 17日(水) 10:00～12:00 運営会議 (東山区役所 第1会議室) 予定 24日(水) 15:30～17:00 支援センター部会 (Zoom 会議) 予定

2 各活動の具体的内容と取り組みの成果

(1) 全体会議

令和2年5月29日(金)に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止にしました。なお、事業計画、事業報告、予算、決算等、全体会議資料については、運営会議メーリングリストで報告し、承認を得ました。後日、運営会議メンバーには印刷物を郵送し、その他事業者には、東部地域自立支援協議会メーリングリストで資料を送付し、希望者には印刷物を別途郵送することにしました。

(2) 運営会議

毎月第3水曜日 10:00～12:00 開催

但し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月・1月・2月は中止にしました。

(3) 支援会議

年間3回の支援会議を実施しました。アドバイザー派遣を活用して、弁護士等専門職からの助言を受けることが出来ました。

(4) 研修会

圏域内の事業所に対して、新型コロナ禍における事業所の実情を把握するため、「新型コロナの対応についてのアンケート」を5月に実施。事業所からは感染の不安や、通常の支援に加え、感染予防対策をしなければならない業務過重になっているとの声が寄せられました。そこで、少しでも不安や業務過重が軽減できるよう研修会を実施しました。

研修の実施形態は、下記の内容で動画を撮影し、YouTubeで11月18日より、動画配信を行いました。

研修内容

- 1 講演「新型コロナ禍において不安なく支援を行うために」
佛教大学 社会福祉学部 武内一教授
- 2 代表事業所からの感染予防対策などの報告と質疑応答

(5) 福祉サービス事業所フェア

地域課題として積み上がっていた「支援学校卒業生の進路」「支援学校との連携」「個別の支援計画とサービス利用計画の連携」等の課題に取り組むべく、2018年度より福祉サービス事業所フェアを毎年開催してきました。しかし、2020年度はコロナ禍の影響により人の集まる機会を自粛するため、開催を断念しました。しかし、保護者、教員に地域の就労支援事業所を知ってもらい、少しでも卒業後の進路に役立つ情報を手にしていただくため、東部圏域（一部他圏域）の通所事業所の紹介文をまとめた事業所ガイドブックを、京都市立東総合支援学校と共同で作成、配布しました。

(6) 地域懇談会

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、密を避けて、下記のテーマで、6会場（各定員15名～30名）及び事業所等をオンライン（Zoom）でつなげて開催する予定で、令和3年1月8日に接続テストを済ませていたものの、開催予定日の令和3年2月1日（月）が緊急事態宣言の発出期間となったため中止にしました。

テーマ「災害時 あの人を助けたい。～「市民ソーシャルワーカー」の役割～」

(7) 専門部会

1) 災害部会

- ①部会を4回開催し、災害時の東部事業所間の支援体制について協議しました。
- ②研修会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を見合わせました。
- ③備蓄アンケートの実施について検討を行いました。検討の結果、アンケートを災害時支援体制の確立につなげていくことがむずかしいため、実施を見合わせました。
- ④災害時の事業所間連携体制づくりの一環で、災害伝言ダイヤルのテストを実施しました。
12/15に災害が発生したと想定し、NTT「災害伝言ダイヤル」のテストを部内で行いました。東部圏域事業所を地域ごとに6班に分け、部員が班長になり、担当地域事業所で必要な物資について、伝言ダイヤルを活用しハブ機関に連絡。ハブ機関は各班から上がってきた情報を外部の支援機関に連絡しました。

2) 児童専門部会

- ①部会を 1 回開催し、これまでの振り返りと今後の取り組み課題を検討しました。
- ②昨年度より作成している放課後等デイマップを、新たな情報を追加の上作成し配布しました。

3) 触法部会

部会を 10 回開催（2 回延期）し、下記の通り研修会等の開催準備を行いましたが、新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。

- ・令和 3 年 1 月 28 日 弁護士との合同学習会
- ・令和 3 年 2 月 22 日 触法障害者研修「プリズンサークル」上映会&監督トーク

4) グループホーム部会

コロナ禍により例年のような頻度での開催が難しかった。12 月に今年度初めての部会を開催し、コロナ禍でのグループホームの対応についてみなで意見交換の機会を持ちました。10 か所のグループホームの参加があり、昨年度よりも参加事業所は多く、どのホームもコロナ対応に追われた 1 年で、手探りの非常にストレスの多い運営だったとのことでした。そこでまとめられた意見としては、京都市に要望書をあげることになりました。

5) 支援センター部会

コロナ禍での開催が難しく、当初予定していた研修会等は見送ることになりました。年度の後半よりオンライン（Zoom 会議）での部会の実施に変更しました。それによって、支援センター同士の連携や、困難ケースの共有が可能になりました。

6) 地域移行実務者会議

月 1 回（第 4 水曜日 9:30～11:30 於 支援センターなごやか）の定例会議に参加し、東部自立支援協議会運営会議にて報告していました。今年度はコロナ禍により、例年のように毎月の会議の開催ができなくなりました。その中で、感染対策に非常に気を配りながら、12 月には毎年実施している（加算の対象となる）研修会を開催しました。

(8) その他

東部圏域の地域課題改善策として「18 歳未満の障害のある児童における電動車椅子に係る補装具費支給基準の見直しについて（要望）」を京都市地域リハビリテーション推進センターに提出予定です。

令和 2 年度 京都市西部障害者地域自立支援協議会 活動報告

1 年間活動報告

年月	活動内容
令和 2 年 4 月	4 月 8 日 (水) 第 1 回 事務局会議 (西京区役所 会議室) 4 月 28 日 (火) 支援センター部会 (支援センター「うきょう」会議室)
5 月	5 月 13 日 (水) 第 2 回 事務局会議 (西京区役所 会議室) ※第 1 回運営会議を新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止し、第 2 回事務局会議に振替 5 月 27 日 (水) 支援センター部会 (支援センター西京 会議室)
6 月	6 月 3 日 (水) 第 3 回 事務局会議 (西京区役所 中会議室) 6 月 23 日 (火) 支援センター部会 (支援センター「うきょう」会議室) 6 月 30 日 (火) 全体会議 (書面会議)
7 月	7 月 1 日 (水) 第 1 回 運営会議 (西京区役所 会議室) 7 月 3 日 (金) 第 1 回 運営会議 (右京区役所 衛生教育室) ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、行政区ごとに分散開催 7 月 15 日 (水) 第 1 回 児童部会 定例会 (西京区役所洛西支所 会議室) 7 月 16 日 (木) 第 1 回 児童部会 定例会 (右京区役所 講堂) ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、行政区ごとに分散開催 7 月 28 日 (火) 支援センター部会 (支援センター西京 会議室)
8 月	8 月 5 日 (水) 第 4 回 事務局会議 (西京区役所 会議室) 8 月 5 日 (水) 第 1 回 暮らしの場座談会 (支援センター西京 会議室)
9 月	9 月 2 日 (水) 第 2 回 運営会議 (ZOOM 会議) 9 月 15 日 (火) 医療的ケア部会 オンライン交流会 (ZOOM 開催) 9 月 28 日 (月) 医療的ケア部会 交流会 (右京区役所 講堂) 9 月 29 日 (火) 支援センター部会 (ZOOM 開催)
10 月	10 月 7 日 (水) 第 5 回 事務局会議 (西京区役所 会議室) 10 月 27 日 (火) 支援センター部会 (ZOOM 開催)
11 月	11 月 4 日 (水) 第 3 回 運営会議 (西京区役所 大会議室) 11 月 18 日 (水) 第 2 回 児童部会 定例会 (ZOOM 開催)
12 月	12 月 2 日 (水) 第 6 回 事務局会議 (西京区役所 会議室) 12 月 2 日 (水) 第 2 回 暮らしの場座談会 (西京区役所 大会議室) 12 月 22 日 (火) 支援センター部会 (ZOOM 開催)
令和 3 年 1 月	1 月 6 日 (水) 第 4 回 運営会議 (西京区役所 中会議室) 1 月 26 日 (火) 地域懇談会 (ZOOM 開催) 1 月 27 日 (水) 支援センター部会 (ZOOM 開催)
2 月	2 月 3 日 (水) 第 6 回 事務局会議 (西京区役所 会議室) 2 月 24 日 (水) 支援センター部会 (ZOOM 開催) 2 月 25 日 (木) 第 3 回 暮らしの場座談会 (支援センター西京 会議室)

3 月	3 月 3 日（水）第 5 回 運営会議（西京区役所 中会議室）
	3 月 10 日（水）第 3 回 児童部会 定例会（ZOOM 開催）
	3 月 23 日（火）支援センター部会（ZOOM 開催）

2 各活動の具体的内容と取り組みの成果

（1）全体会議

書面会議にて開催 添付資料は以下の通り

資料 1 令和元年度 京都市西部障害者地域自立支援協議会 活動報告

資料 2 令和元年度 各部会 活動報告（医療的ケア、児童、グループホーム座談会）

資料 3 京都市西部障害者地域自立支援協議会 平成 31 年/令和元年度予算書

資料 4 京都市西部障害者地域自立支援協議会 平成 31 年/令和元年度決算書

資料 5 令和 2 年度 京都市西部障害者地域自立支援協議会 年間取組計画

資料 6 京都市西部障害者地域自立支援協議会 令和 2 年度予算書

参考 京都市西部障害者地域自立支援協議会の概要について リーフレット

京都市西部障害者地域自立支援協議会として、西部圏域（右京区及び西京区）内の障害福祉サービス事業所で実施された新型コロナウイルスについての取り組みや、利用者・家族への支援、関係機関との連携における課題を把握し、今後の活動の参考とすることを目的にアンケートを実施した（別添参照）。

期間：令和 2 年 6 月 22 日（配布開始）～ 7 月 10 日（回答締め切り）

配布数：218 件 回収：37 件 （回収率：16.97%）

（2）運営会議

奇数月 第 1 水曜日 14:00～

（3）支援会議

日 時：令和 3 年 2 月 8 日（月）9:30～11:30

場 所：西京区役所 中会議室

アドバイザー：京都ノートルダム女子大学 教授 佐藤 純氏

検討内容：①本人だけではなく家族 3 人での暮らしを継続するために必要な家族支援について

②新たな暮らしを見据えたサービス利用の検討又は開始にあたり、本人及び家族はそれをどのように受け止めるのか等、困難さを抱えた暮らしが継続している家族の本音について

③今、必要なサービス利用と近い将来を見据えた暮らしについて

日 時：令和 3 年 3 月 17 日（水）

場 所：支援センター西京 会議室

アドバイザー：花園大学 教授 橋本 和明氏

- 検討内容：①虐待経過の中で母子の関係性が固定化し、虐待告知を希望しないという本人の意向もある中で、本人の権利や金銭を守るために中長期的な視点を踏まえたどのような対応ができ得るかについて
- ②幼少期からの虐待が本人の障害に影響を及ぼしていると考えられる方への必要な支援やサービスについて

(4) 地域懇談会

「コロナ禍のなかで利用者の生活を豊かにするためにどんな工夫をしていますか
～ZOOMで実践発表会！」

令和3年1月26日（火）10:00～12:00

場 所：ZOOM開催

- 発表者：① 山根 賞子氏（京都市葛野老人デイサービスセンター）
 ② 浦瀬 大介氏（西総合支援学校）
 ③ 茂呂 治氏（子どもサポート教室きらり阪急桂駅前校）
 ④ 村井 文枝氏（生活介護事業所はるの里）
 ⑤ 中村 豪史氏（グリーンライフ株式会社 まごのて右京）

参加者数：32名 アンケート回答者数：22名（回答率：69%）

(5) 専門部会

◎児童部会

○第1回定例会

日 時：令和2年7月15日（水）・16日（木）

場 所：西京区役所洛西支所 会議室（15日）

右京区役所 講堂（16日）

参加者：30名（30事業所）

内 容：「新型コロナウイルス状況下から見えてきた児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の役割とは」

- ・各事業所の新型コロナ感染防止対策や工夫について（情報共有）
- ・新型コロナ状況下で見えた制度上の課題や放課後等デイサービスの役割について（意見交換）

○第2回定例会

日 時：令和2年11月18日（水）

場 所：ZOOM開催

参加者：43名（22事業所）

内 容：「障害児への理解と保護者支援」

- ・福祉広場／池添 素氏を講師に招き講演会を開催した。

○第 3 回定例会

日 時：令和 3 年 3 月 10 日（水） 予定

場 所：ZOOM 開催

内 容：「事例検討会～関わり方の難しい保護者や児童に事業所としてできること～」

・事例検討会

・子どもはぐくみ室の役割と要保護児童対策地域協議会について（スーパーバイザーとして洛西支所子どもはぐくみ室／森山係長にご参加頂く予定）

◎医療的ケア部会

○「今後の取り組みに向けたアンケート」の集計・評価（別紙資料）

圏域内事業所を対象に、医療的ケアの実施状況、地域や事業所の課題などに関するアンケートを令和元年度末に実施。その内容を集計し、別紙資料にまとめて構成団体への報告を行った。

○オンライン交流会

日 時：令和 2 年 9 月 15 日（火） 14:00～15:00

場 所：ZOOM 開催

参加者：13 名（12 事業所）

内 容：コロナ対応に関する情報共有を目的にオンラインでの交流会を開催した。助成金に関する情報共有、コロナ禍における職員体制、濃厚接触者等への対応に関する話題について、意見交換及び情報共有を行った。

○交流会

日 時：令和 2 年 9 月 28 日（月） 10:00～11:30

場 所：右京区役所 講堂

参加者：12 名（11 事業所）

内 容：①コロナ禍における医療的ケアの必要な方への支援②「今後の取り組みに向けたアンケート」、をもとに 2 つのテーマについて、意見交換を行った。

◎暮らしの場座談会

○第 1 回 定例会

日 時：令和 2 年 8 月 5 日（水） 10:30～12:00

場 所：支援センター西京 会議室

参加者：11 名

内 容：昨年度の世話人業務に関するアンケート結果をもとに、各事業所が課題と感じている事柄についての取り組みなどの情報共有や意見交換

○第2回 定例会

日 時：令和2年12月2日（水）10:30～12:00

場 所：西京区役所 大会議室

参加者：6名

内 容：災害について

前半：講義 「災害時の避難行動、京都市の取り組み他」

講師 野田 直樹氏（西京区役所地域力推進室 地域防災係長）

後半：グループワーク 「まず一番に取り組むことを考えよう！」

○第3回 定例会

日 時：令和3年2月25日（木）10:30～12:00

場 所：支援センター西京 会議室

参加者：11名

内 容：前半 事例検討会（事例提供：グループホーム西部支援センター）

後半 交流会（いま、話したいことなど）

◎支援センター部会

毎月開催。困難ケースや圏域内の課題について共有し、対応を検討。

（6）その他

特になし

京都市西部障害者地域自立支援協議会

令和元年度 医ケア部会今後の取り組みにむけたアンケート集計

◎回答枚数 (55)

居宅介護 (24)・生活介護 (9)・施設入所支援 (3)・放課後等デイサービス (17)・児童発達支援 (2)

1. あなたの事業所には医療的ケアが必要な利用者がいますか？（貴事業所での実施の有無は問わない）
 いる (24) / いない (28) / 過去にいたが現在はいない (3)

2. あなたの事業所では医療的ケアに関する支援を実施していますか？

している (20) / していない (33) / 過去にしていたが現在はしていない (2)

3. 「2」で「している」とお答えの事業所は、実施している支援の内容をお聞かせください。

吸引【口腔内 (14)・鼻腔内 (10)・カニューレ内 (8)】

注入【経鼻経管 (7)・胃ろう (13)・腸ろう (1)】

導尿 (3)

***1 マスクの脱着など *2 酸素量の変更やボンベの交換など**

人工呼吸器 (8) *1に関する支援 (内容 マスクの脱着・フレックスチューブの脱着

・ホーストラップの水除去・人工呼吸器管理

・ボンベ交換)

人工肛門に関する支援 (2) / 在宅酸素療法 *2に関する支援 (4)

上記以外の医療機器の操作 (内容 カフアシスト・緊急時のアンビューバック使用・酸素ボンベ、吸引使用 (同調にて))

その他 (0)

4. 医療的ケアを実施していない・過去にしていたが今はしていない理由

- ・人員スキルや環境・力や余裕もない。人員体制の整備が必要。
- ・痰吸引等の研修費が高く受けようと思う介護職が少ない。
- ・医療的ケアの必要な利用者の希望がない。
- ・備品や物品をストックしていく場所がない。技術の難しさや今のスタッフの経験値を考慮した結果
- ・対象者の方がお亡くなりになった。
- ・看護師の配置など環境を整えることが難しい。
- ・認可を取っていない。
- ・会社の方針。
- ・受け入れ検討中。しかし児童がいれば命にかかわるので、もしもの事を考えてしまう。

5. 喀痰吸引等制度外の医療的ケアの実施について工夫していることや課題・意見は？

課題

- ・今はないが、当時 (導尿) は苦勞をした。医療側からのサポートが必要。

- ・多動や他害行為がある児童と一緒に過ごすことに不安があるからできない。
- ・利用者の補助はどこまでか？知りたい。介護職の医療的ケアの知識不足を感じる。
- ・酸素・人工呼吸器の取り扱い、置き場所について要請があれば医療職の指導の下で実施が望ましいが制度面のバックアップがなく一定のリスクが存在する。
実施にあたっては喀痰吸引に準じて医師の指示・訪問看護の指導・家族の同意書が必要と考える。
- ・スタッフの技術向上のための研修を積むこと。設備等の充実が今後の課題である。
- ・各事業所判断となるが京都市は頑なに喀痰吸引、注入以外を認めないという姿勢を改めない限り本人の暮らしは守られない。数年前の厚労省（QA）に基づき個別具体的対応をされていたがその国の QA を認めないとするのはいかがか？
- ・胃薬にて薬の投与をしている。本来は実施できないこと。
- ・研修や協議の場に参加することが不可能。新に可能な介護者が増えれば考えてみる。
- ・課題として入所では 24 時間看護師を配置できるわけではないので厳しい。入所施設でも訪問看護が利用できるようなになれば、もう少し施設で暮らすことが可能ではないか。
- ・夜勤の NS の導尿後は介護士の負担が軽減したと思われる。医療的ケアが必要な利用者の入所にも限度があり、今の人数が MAX と思われる。
- ・座学が出来ても、本人の研修受け入れがなかなか進まず、出来る人が広がりにくい。

工夫

- ・登録者 2 名が定期的に支援に入れるよう調整している。
- ・生命維持を最優先事項だと考えた場合、制度の枠を超えたケアが求められる場面が必ずあると考えられる。可能な限り体験しておくこと、知識をもっておくことは必要であると考え。ご家族の協力のもと研修を行い始めたところである。
- ・ケアウィングで事業所内の連携をとっている。衛生面ではマスクの着用、訪問時はすぐ手洗い、ご本人の体調不良の時は、慎重に注入時はゆっくり休憩を取りながら行う。
訪問看護師・医師の指示を仰ぎ実施している。なるべく現場の勝手な判断をしないようにしている。
- ・熱性けいれん、てんかん、アレルギーについて利用児の保護者から医師の指示書等を提供していただいている。
- ・清潔で適切な処理をしている。
- ・訪問看護師と支援時間が重なる時はあり、その時に意見を聞いている。
- ・連絡ノートで情報共有。

6. 医療的ケアの必要な方の支援において、医療・福祉の関係機関との連携について 工夫していることや課題・意見について

課題

- ・緊急時の対応（連携）は課題。
- ・ヘルパーで可能な実施範囲の理解の差が見られる。
- ・吸引の回数等は記録で確認できるが、色・形・量まではわからないことが多い。
実施する人により感覚が違うので明確に記入できたら思う。
- ・他のサービス機関との連携が難しく今後の課題となっている。
- ・ご家族が対応できれば良いが、家族では難しい点もある。訪問看護の利用される事だと思う。

工夫

- ・医療的ケアに入っているヘルパーが休む時は誰でも代理が出来るわけではないので大変である。他の事業所との連携で助かっている。
- ・体調に変化がある場合、スムーズに受診ができるように協力病院と連携を行う。
- ・主治医とはご家族を通じて連携を取る。そのほかリハビリ等医療機関とは連携室を通している。
- ・様々な事業所が支援に入っているため、共通のファイルを作り 1 週間分の利用者の情報共有が出来るように工夫をしている。
- ・主治医に月 1 回・看護師より報告書を送付している。
その方にとって在宅生活を送っていただくために必要不可欠であることから関係者と迅速に連絡を取り速やかな研修の機会を確保。資格取得等に努めている。
- ・医ケアコーディネーター研修に職員 4 名が参加した。
- ・部会以外の集まり以外にも日常的な交流・連携が大切になる。
- ・体調に変化がある場合、スムーズに受診出来るように協力病院と連携を行う
- ・定期的な会議の開催と疑問があった時などスムーズに連絡がとれる体制づくり。
- ・困った事は本人に確認の上、看護師に相談する。ご本人が体調管理連携ノートを作成され、各事業所が共有しながらサービスを行っている。
- ・何かあったら細かい報告をするようにしている。
- ・個別に連絡を取り合っている。委託医とのコミュニケーション各主治医との連絡を取り合う。
- ・個別マニュアルを他居宅支援事業所と共有した。
- ・3～6 ヶ月に 2 度医療機関に訪問し担当医と直接面談させていただきご意見や直近の本人の様子から変更した指示を受ける。
- ・退院前の病院で医師・訪問看護から指導を受ける。

7. 医療的ケアの必要な方が地域で生活する際の課題についての意見

人材・研修・資源不足

- ・医療従事者の安定的な確保、職員のスキルの維持、リスクと事業所としての役割、理念とのバランスをどうとるかなど。
- ・サービスを提供する事業所の確保（看護師、スタッフの確保）、吸引で言えば制度があることで安心感や質の維持はできるが、スタッフを確保し続けることが研修などの影響で難しい。
- ・受け入れ可能な児童福祉施設が少ない。新規事業所を立ち上げようとしても人件費など事業所を安定運営するだけの経済力が企業にない。（対象児童の利用がなくても看護師を配置しなければならない。）
- ・3 号研修だと利用者ごとに研修して登録しないといけないので時間が掛かる。
- ・専門性の高い事業所を増やしてそこが一手に引き受けることが安心安全に繋がるが、それで需要を満たせるかどうかは私には不明。受け入れの裾野を広げるならば人材と研修が重要と思う。現時点では十分な体制が整っていない。
- ・デイやショートステイで制限がかかるケースがある。介護職員の経験不足や知識不足を理由に派遣が難しいケースもある。
- ・医療的ケア（喀痰吸引）を実施している事業所が少ない。特に呼吸器について研修がないことが問題。
- ・デイやショートステイで制限がかかるケースがある。介護職員の経験不足や知識不足を理由に派遣が難しいケースもある。
- ・命や健康にかかわるので、専門的な技術力や知識を身に付けスタッフが関わるのが大事。まずは研

修等で勉強に行く。

- ・一人暮らしを希望されていた（現在も少し希望あり）一人暮らしの例があれば知りたい。（難しいと感じる）
- ・医療的ケアの方に必要な設備が地域に充実していることや周囲の人間が当たり前のように接することができる社会になること。
- ・散歩・買い物の移動時で息切れ等のしんどさを緩和させるために休息を取りたいが、公共道路にベンチ等がある休息場所が少ない。
- ・障害の方は喀痰等の研修費用を申請すれば負担してもらえるようになり、ケアを実施すれば加算がつくようになった。しかし介護保険の方はとにもないので制度の差をなくしてほしい。
- ・実際に必要な方がどれぐらいおられるのか等、情報が少ないので取り組むという方向に事業所として向かわない。

連携・ネットワーク

- ・少しでも多くの事業所が関わることが出来る。（ダメな場合に代わりが探せる）事業所同士の連携には間に入る相談員は重要なポスト。苦労をわかったうえで頑張っていたきたいと思う。
- ・事業所間の連携が必要であり多数の事業所が関わるメリットとデメリットを上手くコントロールできることが重要だと思う。その主になって統制を取れる人を置くことが必要かと思う。
- ・利用者を中心に様々なネットワークの構築と実効性の高い連携が必要である。医療機関診療科目の充実が前提であると思う。
- ・様々な機関と顔の見える関係づくり。
- ・制度化したことで本人との関係性が問われなくなっているように思う。ご本人のことをトータルで「理解」できて初めて生活行為である医療的ケアで顔の見えるネットワークが必要。今は中身が薄い外枠のシステム作りしか出来ていない。また在宅における医療的ケアを理解する医療者が必要。

緊急時の体制

- ・普段はご本人の指示があるが、いざという時の緊急時の対応を見直す必要がある。
- ・外出時にもしっかりケアが提供できるような体制の確立。
- ・危機的状況に落ち着いた時の瞬時の対応ができる環境を提供すること。
- ・停電時・災害時の緊急対応の徹底について人のヘルプ体制も含む。
- ・介護者の吸引はカニューレ内10cm程度であるが、以前チアノーゼを起こされ奥に詰まっている利用者がいた。その際にご家族には、「もっと奥まで入れて吸引してくれ」と言われたが、担当看護師やケースワーカーに相談し実施していない。処置としてタッピングを行うことになったが板挟み状態である。
- ・喀痰吸引以外医療的ケアが必要な方への介護職の負担が生じた際の対応に悩む。

医療的ケア児について

- ・小児の時点から他者支援の受け入れが本人も家族もできること。ライフステージに合わせた支援体制を確立できること。震災などの対応ができること。
- ・小児については特に家族負担の軽減、本人の成長、社会性の習得機会の確保など将来の課題となる多くの点をクリアできるよう医療的ケアの実施にあたって配慮する必要性が高いと言える。

京都市西部障害者地域自立支援協議会

新型コロナウイルス対応に関する事業所アンケートまとめ

令和 2（2020）年 6 月～7 月実施

京都市西部障害者地域自立支援協議会（以下、西部協議会）として、西部圏域（右京区及び西京区内）の障害福祉サービス事業所で実施された新型コロナウイルスについての取り組みや、利用者・家族への支援、関係機関との連携においての課題を把握し、今後の活動の取り組みの参考にすることを目的に以下のアンケートを実施した。

1. アンケート調査の方法

対象：西部協議会構成員である障害福祉サービス事業所

（同一法人で複数の事業を運営している場合は、電話番号と住所が同一のものは除いた。どちらかが異なる場合は、電話で確認し、必要に応じて配布した）

方法：郵送でアンケート用紙を送り、FAX での回答を求めた。

なお、今回のアンケートは西部協議会の全体会議で配布する予定であった各種資料と一緒に郵送し、アンケートには西部協議会の昨年度の取り組みについて、今年度の取り組みについての意見も求めている。

期間：令和 2（2020）年 6 月 22 日にアンケートを配布、7 月 10 日を締め切りとした。

配布数：218 件 回収：37 件 （回収率：16.97%）

居宅介護支援（移動支援を含む）8 件

児童発達支援・放課後等デイサービス（どちらかまたは両方を含む）10 件

生活介護・就労継続支援 B 型・自立訓練（どれか一つまたは複数を含む）10 件

就労移行支援 1 件

就労継続支援 A 型 2 件

短期入所・障害者支援施設（入所施設）3 件

相談支援事業所 2 件

2. アンケート目的・項目

1) アンケート調査の目的

各事業所の経験（困ったことや取り組んだこと）を記録し、課題や対応について把握し、今後の西部協議会の取り組みに活かす。

2) アンケート調査の項目

①困ったこと、②取り組んだこと・工夫したこと、③〇〇のようなサポートや支援があればよかった、と考えていることについて、自由記述での回答を求めた。

3. アンケート結果

以下アンケート結果である。

①困ったこと

全体的に、消毒液・マスク・フェイスシールド、ハンドソープ等の衛生用品の入手が困難であったこと、事業所の減収が挙げられた。また、職員を守るという観点から、感染のリスクがありながら支援しなければならないこと、利用者やスタッフ、その家族の発熱があった際の対応（ヘルパーを派遣するか、人材の確保や応援体制など）についての困ったとの回答があった。また放課後等デイサービスでは特に休校期間が長い中での職員の疲弊が挙げられていた。

活動内容について、平常とは異なる対応をせざるを得ない状態であり、人混みを避ける（移動支援）、活動場所が閉鎖されることで行き場所を失う（放デイ）、気分転換の機会が持ちにくい（生活訓練、就 B）などが挙げられた。また通所と並行して、今までしていなかった居宅支援を行うことにより生じる人手不足や入所施設がどこまで短期入所を受け入れるのかについて悩んだという回答もあった。

利用者への対応としては、居宅では「ヘルパーには来てほしいが、ヘルパーが菌を連れてくるから」と言われたケースや、感染した場合の保障・責任を事業所に求めてこられるケースもあったとのことである。また利用者・家族・スタッフ一人ひとり考え方の違いがあり支援を統一することが難しく、自粛を求めた際にも必要と思われる方が迷惑をかけるからと自粛する一方で、自粛が可能なのではないかとと思われる方が利用される場合があるなど、自粛を求めることの難しさを感じたという意見もあった。（居宅、生活介護、放デイ）

そのほか、万が一感染させたらどうなるのだろう？という不安（居宅、生活介護）、在宅勤務の経験がなく、記録の取り方や進め方が手探り（就 B）、何事も各事業におまかせであったこと（放デイ）、前例と正解がない、終息の目安がたたない（生活介護）、人が集まっのミーティングや研修、会議が出来ない、しにくい。（相談支援、居宅）などが挙げられた。

②取り組んだこと・工夫したこと

対策として様々な種別で挙げられていたのは、消毒の実施、マスク着用の徹底、可能な方にマスク着用の依頼、利用者・職員の検温、事業自粛、自粛可能な家庭への要請である。（居宅、児童発達、放デイ、生活介護、就 B、生活訓練、就 A）

また同じ空間にいる時間が長い事業所では、換気、レイアウトの変更、透明シートなどを使っての間仕切りなどが挙げられた。入所施設では面会・帰宅制限や、通所施設では時間短縮、通所時間の調整、時間差通所が挙げられた。また送迎についても公共交通機関で通所されている方に臨時的な実施を行っているところもあった。

そのほかアルコールやマスク、体温計の職員への配布、リモートでの会話打ち合わせ実施（Web 会議）、在宅勤務、Zoom での会議開催、行政からの補助（マスク、消毒液等）やコロナ対応の申請（可能なもの）、新型コロナ感染症対策マニュアルの作成なども挙げられた。

以下はそれぞれの事業所で特に回答が多かったものや、具体的な対応、特色が見られたものをまとめた。

居宅介護

新型コロナウイルス感染症の対策や事業所としての取り組みを利用者に文書で周知、家族、利用者にマスクの着用、検温を依頼する、移動支援を中心に事業自粛、移動支援の際に公共交通機関の利用を避けたという回答があった。また事務所にはヘルパーが来ないようにして、資料等はスタッフで配ったという回答もあった。

児童発達・放課後等デイサービス

通所自粛の依頼、保護者に送迎の依頼、時差通所、学校の特例預かりとの併用、終日開所（保護者が働いている場合 9:00～17:00）など事業所により対応は様々であった。自粛依頼をしなかったところや時間を短縮し、2部制にしたところもあった。

活動内容について、屋外活動では、人が少ない場所・時間帯にしたり、室内活動でも人数を二つに分け工作やクッキングなどを実施していたところもあった。また今までと違う形態として、居宅支援や、子ども達に家庭で見られる動画、コンテンツ配信、Zoom アプリを使用したオンライン支援をされたところもあった。オンラインでの支援や居宅での個別の支援を行ったことで利用者や家族への支援が充実し、学校再開後もスムーズな利用につながる事ができたという意見もあった。

生活介護・自立訓練・就労継続支援 B 型・就労移行

時差通所や時短などの作業時間の変更などをする事業所（例）就 B：4 月 20 日～5 月 15 日は在宅支援、5 月 18 日～5 月 22 日は分散通所、5 月 25 日～通常、自立訓練・就 B：4 月下旬～時間短縮、利用者の通所を午前のみ、午後の方に分ける。5 月中旬～月末までは、閉所し在宅支援もあれば、生活介護の事業所では、可能な限りの通常通りの支援を行ったというところもある。また生活介護と就 B を両方、運営している事業所で事業種別ごとに対応を変えている事業所も見受けられた（生活介護の利用者は毎日通所受け入れ、就 B の利用者は 4 月 20 日～5 月 8 日の期間、週 1 回在宅の日を設けて、作業場の人数を減らした）。

また活動内容によっても散歩や排せつ支援等在宅支援をお願いできる家庭は在宅支援に切り替える（生活介護）、自宅での作業や Zoom（生活訓練、就 B）の取り入れを行っていたところもあった。自粛されている方に電話での様子確認、相談もしくは訪問を行っていた。閉所期間の緊急連絡対応として、職員が施設携帯を持ち帰って対応、特設のメールアドレスを開設して連絡を取り合ったところもあった。

障害者支援施設（入所）・短期入所

活動内容の変更・工夫があげられた。

③〇〇のようなサポートや支援があればよかった、と考えていること

あったらよかったサポートや支援について、大きく「制度」「物品・資料」「ネットワーク・情報」「その他」の 4 つの項目に分けてまとめた。（アンケート結果から基本的にそのまま抜粋している。）

制度

- ・利用者、家族のことが最優先であることが多いが、介護職員も一人の人間としての人権を守られる仕組みや制度を考えていただけるサポートがあれば良い。介護職員や事業所だけに保障や責任を求められるのは大変。(居宅)
- ・オンライン支援を開始したが、一定の成果が得られたと思う。正式な支援であると行政が認めて下さると有難いです。(児童発達、放デイ)
- ・居宅等支援は利用者のニーズもあり、経営面においてもよかった。継続してほしかった。(児童発達、放デイ)
- ・支援学校の特例児受け入れの条件が厳しく(2名/22名中)ほとんどの児童が放デイの利用となり大変であった。もう少し協力して児童を支える仕組みがあれば良かったと思う。(放デイ)
- ・感染利用者が出た場合、ホテルやウィークリーマンションなどの一時利用助成(生活介護)
- ・障害の重い方の在宅支援は家族の負担が大きく難しい。その一方で障害の軽い人は結構在宅でもなんとかできている。このことを踏まえて、緊急時の在宅支援のあり方を検討してもらいたい。(生活介護、就 B)
- ・事業所から家までの送迎ができる事業がないが、それができると保護者も安心なのではないかと思う。(生活介護、就 B)
- ・就 A 特有の事情を理解し、相談に乗ってもらえるルートが欲しかった。(就 A)

物品・資料

- ・マスクや消毒液が急に必要になるのはこんなに大変だとは思わなかった。もし、そちらで備蓄などされていて、緊急に配っていただけたら助かると思います。(居宅)
- ・暑くなってくると涼しいマスクの援助があればなあと思いました。(居宅)
- ・このような時のプログラム例を提示していただく。(児童発達、放デイ)
- ・訓練器具のレンタル(室内で過ごす時間が長いため)。(児童発達、放デイ)
- ・・ガーゼマスクの支給は不要だった。(生活介護)
- ・アルコールやディスポマスクの支給はありがたかった。(生活介護)
- ・高リスク時にマスクや防護服、消毒液の支給があればありがたい。(生活介護)
- ・記録用紙の見本となるフォーマットや近隣の作業所の在宅の様子が分かれば安心できたと思う。(就 B)
- ・パーテーションを作る材料の売り切れが多かったので、仲介や斡旋(アクリルン透明シート、間仕切り、つっぱり棒など)。(生活訓練・就 B)
- ・貸し出し用のパソコンを準備すること、購入資金一部支援を頂きました。(就 A)

ネットワーク・情報

- ・ 障害者支援に協力的な施設や事業所があれば支援内容の幅が広がります。(居宅)
- ・ 事例ケースの対応について、共有できる情報があれば良かったと思う。(居宅)
- ・ 今回のような未曾有の自体では、行政、事業所、利用者の情報ネットワークがあればよい(居宅)
- ・ 緊急事態宣言後の施設の開所状況など、各施設ごとの新型コロナウイルスへの対応状況などを取りまとめてもらったものを情報共有できる仕組みがあれば参考にできて、良かったのではないかと思います。(生活訓練・就 B)
- ・ 困りごとやそれに対する工夫、取り組みなどの共有、作業(下請け)の情報等があれば、ありがたいです。(就労移行)
- ・ 6月末に京都市の障害者施設の職員が感染したとの報道があったが、それについて情報として公表してほしかった。複数の事業所の方が出入りするので「情報」がないと不安が拡がる。(短期入所、入所)

その他

- ・ 国や市では小、幼、保までの支援、助成金などの対応をしているものの障害のある子たちへの配慮や事業所への支援がどこも語られたり、対応してもらう流れが出てこなかったことが残念です。(児童発達、放デイ)
- ・ マスクや防護服の着脱・消毒の仕方などの研修(生活介護)
- ・ 第2波、第3波に適切に対応できるか(生活介護)
- ・ 財源不足から、従来の報酬等が減らされることはないか(因果関係は不明だが、市の重度補助の減額があった)(生活介護)
- ・ 国や厚生労働省の通知がそのまま施設へ通知されている。運用しやすい形で卸していただきたい。(生活介護、就 B)
- ・ スマホで動画での指示、支援ができれば良かったと思いました。(就 B)
- ・ 24時間換気できるシステムがあれば良いと思った。(生活訓練、就 B)
- ・ 実際に対応された事例があればお聞きしたい。(障害者支援施設、短期入所)
- ・ 感染状況の正しい情報共有(噂だけで、一度「事業所でコロナ出たと家族から聞きましたよ……」と、ある生活介護の代表者からお問い合わせが入ったことがあった。(障害者支援施設、短期入所)

4. まとめ

前例がない中でそれぞれの事業所が手洗いや消毒、換気、通所時間の変更などの取り組みを行っていた。また、公共交通機関での感染を回避するために臨時的に送迎を行っている事業所もあった。通所事業や移動支援では居宅の支援や Zoom などの機器を活用した支援など今までにない形態の支援を行っていたことが分かった。利用者や家族、スタッフ一人ひと

りの考え方が異なり、さらに、明確な指針がなくそれぞれの事業所に判断が求められるなかで、職員の安全と、利用者や家族にどうしたら安心できる、安定した支援を届けられるのか、事業所の経営をどう維持していくのかなど様々な判断がなされていた。自粛を依頼した事業所があれば、しなかった事業所もあり、休所した事業所と通常通り開所した事業所など事業所によって判断が分かれていたことから考え方の違いと判断の難しさが感じられた。また、生活介護事業所は通常通り開所とし、日ごろと変わらない生活を保つ一方で、就労継続支援 B 型では週 1 回の在宅の日を設けるなど、利用者の状況に合わせた対応がなされていた。

デジタル機器を用いた通常と違う支援方法で一定の成果が見られたという声もあり、今後も継続して支援として認めてほしいという意見もあった。また、送迎についても独自に事業所が行っているところも複数見られ、制度化されることも必要ではないかと感じられた。

今回のアンケートで、職員・事業所が新型コロナウイルスの感染の恐れを感じながらも、社会からの要望や利用者の生活を支えるために支援を継続されていたことが改めて分かった。事業所がその役割を継続していくためにどのような整備が必要なのか話し合うことと同時に今後も事業者同士の情報共有の大切さを感じた。

令和 2 年度 京都市南部障害者地域自立支援協議会 活動報告

1 年間活動報告

年月	活動内容
令和 2 年 4 月	10 日 運営会議（深草支所会議室） 20 日 医ケア部会準備会 21 日 進路部会調整会議 27 日 児童部会調整会議 30 日 災害対策部会調整会議
5 月	11 日 進路部会調整会議（むかちゅうセンター） 30 日 広報誌「共に生きる」第 27 号発行
6 月	5 日 全体会議中止（資料のみ郵送） 10 日 事務局会議（伏見区社協） 8 日 児童部会調整会議 16 日 進路部会調整会議
7 月	6 日 医療的ケア部会調整会議（むかちゅうセンター） 10 日 運営会議（深草支所会議室） 14 日 児童部会意見交換会
8 月	4 日 災害対策部会調整会議 11 日 緊急時宿泊支援体制部会調整会議（イマジン） 12 日 事務局会議（伏見区社協） 28 日 進路部会調整会議 31 日 児童部会調整会議
9 月	9 日 医療的ケア部会調整会議（むかちゅうセンター） 11 日 運営会議（深草支所会議室） 14 日 精神部会講演会 30 日 広報誌「共に生きる」第 28 号発行
10 月	2 日 災害対策部会ワークショップ（障害者防災会議共催） 14 日 医療的ケア部会意見交換会 19 日 児童部会調整会議 22 日 児童部会意見交換会 23 日 進路部会意見交換会
11 月	13 日 運営会議（深草支所会議室） 16 日 医療的ケア部会調整会議（むかちゅうセンター）
12 月	7 日 進路部会調整会議 9 日 事務局会議（伏見区社協） 13 日 「伏見区総合防災訓練」参加（向島秀蓮小中学校） 17 日 児童部会「こども放課後フェア」
令和 3 年 1 月	8 日 運営会議 18 日 医療的ケア部会調整会議 19 日 災害対策部会調整会議 21 日 進路部会意見交換会中止 25 日 児童部会調整会議 31 日 広報誌「共に生きる」第 29 号発行
2 月	10 日 事務局会議（伏見区社協） 12 日 医療的ケア部会意見交換会 19 日 災害対策部会調整会議（伏見区社協）
3 月	5 日 地域懇談会（動画配信） 8 日 児童部会調整会議 12 日 運営会議（深草支所会議室） 16 日 進路部会調整会議

場所の記載のない会議はすべて伏見区総合庁舎会議室で行った

2 各活動の具体的内容と取り組みの成果

(1) 全体会議

- ・6月5日に予定していたがコロナ感染拡大により中止し、資料を各事業所に送付した

(2) 運営会議

- ・偶数月の第2金曜日に実施

(3) 支援会議

- ・虐待で本人と次女を保護し、他県の母子生活支援施設に入所させたケース
- ・不登校事例2件

(4) 地域懇談会

「みんなで考えよう！災害時の備え」を3月11日に撮影し、YouTubeにて動画配信予定
内容：NHK ハートネット TV「地域で暮らすということ～西日本豪雨被災した障害者」上映

座談会 ①障がい当事者：湯口真さん（NPO 法人ペンギン理事長）

②障がい者家族：岡千栄子さん（京都市身体障害児者父母の会連合会会長）

③地域住民：珍田幸夫さん（向島藤の木学区自主防災会会長）

④行政職員：谷口茂弘さん（伏見区役所地域力推進室総務・防災担当課長補佐）

(5) 専門部会

<進路部会>

- ・意見交換会を2回実施、1回はコロナで中止
- ・支援学校卒業生のための事業所情報提供の冊子を作成し配布

<精神部会>

- ・「精神科の薬の処方について」講演会 講師：藤堂直之さん（藤堂クリニック院長）
- ・精神科病院とのプログラムはコロナのために実施できず

<児童部会>

- ・意見交換会①学齢期前の子どもの療育について（各事業所からの発題）
- ②「発達について」市原真理さん講演会 ③「こども放課後フェアー」を開催
- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、児童館の事業所紹介パンフを作成

<災害対策部会>

- ・「障害者防災会議」と共催し、避難所で想定される事例についてロールプレイ形式でワークショップを開催
- ・伏見区総合防災訓練において福祉避難所設営の訓練に参加

<緊急時宿泊体制部会>

- ・コロナ禍において、各事業所で緊急対応したケースについてのアンケートを実施

<医療的ケア部会>

- ・意見交換会①南部地域で医療的ケアに携わる各機関より現状と課題について発題
- ②子ども家庭支援課、障害保健福祉推進室、教育委員会より取り組み状況の説明

(6) その他

障害保健福祉推進室が取り組む重点課題について

《総合支援学校高等部卒業生の進路》

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

重点課題

- 京都市障害者自立支援協議会において集約された広域課題については、引き続き各機関での取組を進め、「したこと」「できたこと」を積み重ねることとしつつ、一方で項目が多岐にわたる状況を踏まえ、特定の課題を重点化していくことが必要である。
- そこで、広域課題の中から、障害保健福祉推進室として重点的に取り組むべき課題として、総合支援学校高等部 3 年生の『進路』に関する項目を設定し、課題解決に向けて具体的な方策を検討することとした。

障害保健福祉推進室が取り組む重点課題について

《総合支援学校高等部卒業生の進路》

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

重点課題

- 京都市障害者自立支援協議会において集約された広域課題については、引き続き各機関での取組を進め、「したこと」「できたこと」を積み重ねることとしつつ、一方で項目が多岐にわたる状況を踏まえ、特定の課題を重点化していくことが必要である。
- そこで、広域課題の中から、障害保健福祉推進室として重点的に取り組むべき課題として、総合支援学校高等部 3 年生の『進路』に関する項目を設定し、課題解決に向けて具体的な方策を検討することとした。

進路調整の現状

- 総合支援学校高等部３年生の進路，とりわけ福祉サービス利用については，総合支援学校の進路指導主事をはじめ，受入れ側の障害福祉サービス事業所も含めた複数機関が関わることから，従前から「進路調整」の仕組みを構築し，一連の手続を行ってきた。
- しかし，近年では進路先が確保できず在宅支援となり，ヘルパーとの外出で生活をつなぎ，通所先の空きを待つような事態が起きているなどの課題が露見しており，年々深刻化している。
- 本市の「進路調整」は，措置制度の時代から行われてきたものである。措置から契約に移行して相当の期間が経過した今，障害福祉サービス事業所の新卒者受入れに対する状況が変化している。そのため，手続が形骸化し，真に必要な“調整”が行われていない可能性がある。
- 課題の解決に当たっては，まず，現行の進路調整の手続を検証する必要がある。

関係機関による進路調整の流れ（高等部３年生）

市内在住の総合支援学校高等部３年生を対象に，障害保健福祉推進室，発達相談所（知的障害者更生相談所），市内総合支援学校，府立盲・聾学校及び各区支所保健福祉センターが協力して，福祉サービス利用に係る通所先の調整を行っている。

時期	内 容
５月	発達相談所において，障害保健福祉推進室，発達相談所，各学校進路指導主事とで，今年度の進路について情報交換を行う。
６月	各総合支援学校において，前期進路相談を実施する。
７～１１月	各障害福祉サービス事業所において，卒業予定者を対象とした実習を行う。
９月	障害保健福祉推進室において，各施設等に卒業予定者の受入れ見込みについて照会し，回答を集約のうえ各学校及び各保健福祉センターに情報提供する。 学校等からの希望により，知的障害者更生相談所による相談・評価等を実施
１１～１２月	各総合支援学校において後期進路相談を実施（進路指導主事，生徒，保護者，保健福祉センター担当者等が参加）。
１２月	障害保健福祉推進室が，各保健福祉センターからの進路希望調査票及び一覧を集約し，希望調査一覧表に基づき，行政区順・希望施設順にデータを作成する。
１月	各障害福祉サービス事業所に，面接調整依頼文，利用希望者の一覧及び個別希望調査票を送付し，受入れ可否の回答を集約する。
２月	障害保健福祉推進室から各学校及び各保健福祉センターに内定通知（１回目）を送付する。 内定通知を受けた保健福祉センターから生徒・保護者へ内定の連絡をし支給決定に向けた段取りを行う。 内定が確定していない生徒について面接実施の調整をする。
３月	面接実施の結果を踏まえ，受入れ可否の確認を行う。 障害保健福祉推進室から各学校及び各保健福祉センターに内定通知（２回目）を送付する。内定通知を受けた保健福祉センターから生徒・保護者へ内定の連絡をし支給決定に向けた段取りを行う。

令和 2 年度卒業予定者の進路調整状況

1 卒業生の受入れ見込みの回答（9 月末時点）

回収率 生活介護事業所 66.2% 就労・訓練系事業所 49.8%

2 令和 2 年度卒業予定者の調整状況（12 月末時点）

ア 各保健福祉センターの集約 161 名（うち希望先未定 9 名）

イ 第 1 希望先事業所数 196 件

3 受入れ可否の確認状況（1 月末時点）

① 受入れ可と回答があった件数	166 件	
② 受入れ不可と回答があった件数	2 件	
③ 面接により最終判断すると回答があった件数	1 件	
④ 未定と回答があった件数	30 件	（計 199 件）

追加調整のため微増

※未定と回答した理由について

- ・ コロナの影響により「実習が終わっていないため」を理由に挙げた事業所が大半を占めた。
- ・ コロナによる人員体制の問題、障害特性や家庭状況による困難さを理由に挙げた事業所が数件あった。

4 内定通知

2月1日付けで第1回目の内定通知を行った。

2月16日付けで第2回目の内定通知を行った。

3月1日付けで第3回目（最後）の内定通知を行った。

5 進路先が未定の生徒

各保健福祉センターから集約した対象生徒のうち、11名については市の内定通知が未実施となっている。

なお、現行の仕組みにおいて、最後の内定通知までに調整ができなかった生徒については、各学校と保健福祉センターにおいて、個別の調整により進路先の決定及び福祉サービスの支給決定を進めていくことになる。

関係機関による意見交換等の取組み

令和2年	3月	進路に関する意見交換会
〃	5月	進路担当者情報交換会（書面開催）
〃	7月	京都市南部障害者地域自立支援協議会「進路部会」
〃	9月	進路に関する意見交換会
〃	10月	京都市南部障害者地域自立支援協議会「進路部会」
〃	12月	京都市障害者自立支援協議会（書面開催／重点課題の中間報告）
令和3年	2月	進路に関する意見交換会

資料 1 関係機関からの提供資料

総合支援学校卒業生の進路調整に係る論点

関係機関による意見交換会等における意見及び保健福祉センター担当者へのヒアリングに基づき、以下のとおり論点を整理する。

【論点 1】短期的な取組目標について

- 障害保健福祉推進室における進路調整業務の見直しについて
- 進路調整に関する協議の場面について

【論点 2】中・長期的な課題として

- 生活介護事業所の不足・偏在について

資料 2 関係機関の意見・ヒアリング

【論点 1－1】障害保健福祉推進室における進路調整業務の見直しについて

現状・課題

- 措置制度の頃から行ってきた進路調整の仕組みについて、従来の調整業務が形骸化しており、必要な調整が行われていない可能性。
- 組織的な対応の仕組みがなく属人的になっているため、担当者によって進め方にばらつきが生じている。また、進路調整の流れが見えにくいため各関係機関の役割が不明確であることから、サービス利用までの段取りが円滑に進められていない場合がある。

論点

- 旧来の措置制度から契約制度へ移行し相当期間が経過している。相談支援の導入や複数事業所利用者の増加など、福祉サービスの質・量の変化を踏まえた対応が必要。
- 受入れ側の障害福祉サービス事業所を含め、進路に関わる各関係機関が進路調整業務の流れを再確認し、サービス利用に向けた準備が円滑に進められるようにするにはどうすべきか。
- 知的障害者更生相談所が実施する評価・相談

検討の方向性

- 計画相談の導入やサービス利用までの準備が早い段階で行えるよう、現行の進路調整業務の流れを前倒して実施できるように見直しはどうか。具体的には、次年度から①5月に実施する情報交換において医療的ケアを有する生徒が分かるように整理した情報を共有。②9月に実施する受入見込み照会についても回答が得られやすい項目とするよう再考。③12月に保健福祉センターが作成する進路希望調査票の簡略化又は廃止。④2月に実施する面接調整依頼の廃止を検討。この見直しにより、調整が難しいケースを早い段階で共有。また、障害保健福祉推進室から各保健福祉センター及び各学校への内定連絡を早い段階で実施。
- 各関係機関がサービス利用までの進め方を把握できるよう、進路調整業務の流れを整理のうえ各関係機関に提示してはどうか。また、保健福祉センターの業務について、内定に係る学校や本人・保護者への連絡手順などの明示を検討。
- 知的障害者更生相談所による高等部卒業予定者に対する評価・相談については令和4年度に向けて方向性を再考。

【論点 1－2】進路調整に関する協議の場面について

現状・課題

- 進路調整業務について、各機関の役割等の整理が明確でないことなどから、進路指導主事が孤軍奮闘せざるを得ない状況が見受けられる。このため、特に進路先の判断等が困難な生徒について周囲の支援機関や障害福祉サービス事業所へのアプローチが難しい状態。これらの課題が整理され、改善されれば進路指導主事が動きやすくなるのではないかと。
- 送迎のある生活介護や就労B型事業所の希望が多いために受入れや利用日の調整が難しく、希望どおりにいかないことが多くなる懸念があるため、障害福祉サービス事業所との情報連携が必要。

論点

- 今後、進路関係者協議や自立支援協議会、相談支援センター会議などを活用した情報交換等の場面が必要か。

検討の方向性

- 市自立支援協議会の重点課題に設定していることを踏まえ、今後（※）は進路調整の進捗等について定期的に自立支援協議会において情報共有してはどうか。なお、各圏域自立支援協議会へのアプローチについては市協議会の状況を踏まえ対応を検討してはどうか
- 今年度に任意開催した進路に関する意見交換会について、今後（※）は定例開催としてはどうか。具体的には職場実習中の9月頃と後期進路相談～第1回の内定連絡が完了する段階の2月頃の開催が考えられる。また、参加者の範囲についても検討が必要。（※自立支援協議会における重点課題としての取組期間の終期を目処）

【論点 2】生活介護事業所の不足・偏在について

現状・課題

- 進路希望先のうち生活介護事業所の希望者が多い状況にあるが、これに対し、市内の生活介護事業所が不足しており、子どもたちの進路保障は脆弱な状況。
- 毎年見通しを持って進路指導を進めていくことが難しく、進路調整の困難な要因になっている。
- 「上・中・東山・下」は、設立困難な地域の特徴は明確であり、今のままでは、今後さらに進路先の確保が厳しい状況になり、進路調整に係る問題の深刻化が懸念。

論点

- 生活介護事業所の計画的整備を図るうえでどのような対応が考えられるか。
- 進路先の確保の観点から、生活介護事業所の利用ニーズ（量・質）についてどのように考えるか。また、どのような対応が考えられるか。

検討の方向性

- 進路調整業務に限定した課題ではないため、本市障害福祉事業全体にわたる中・長期的な課題として認識
- 生活介護事業所の希望先調整が困難化している背景には、送迎サービスやサービス提供時間など、保護者側の多様化・複雑化するニーズへの対応といった側面も考慮して、課題を検証していく必要がある。本来の障害福祉サービスの趣旨である「必要な支援」と「サービスの充実」に係る認識や考え方について、総合支援学校高等部における進路学習の内容も含め、一定の整理を検討。そのうえで、進路調整が困難であった事例等を収集し、【論点 1－1】と併せて市自立支援協議会等への報告を検討。

＜添付資料＞

資料 1 関係機関からの提供資料

- ・ 京都市の特別支援学校高等部における障害福祉サービス事業所利用に向けた進路学習の流れ
- ・ 令和 2 年度卒業生進路希望状況（令和 2 年 9 月時点）
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒数（令和 3 年 1 月時点）
- ・ 不登校状態にある児童生徒数（令和 3 年 1 月時点）
- ・ 京都市内基準地価と生活介護事業所数の相関

資料 2 関係機関の意見・ヒアリング

資料 1－1 京都市の特別支援学校高等部における障害福祉サービス事業所利用に向けた進路学習の流れ

※京都市総合支援学校進路指導主事会より提供

（１）京都市立総合支援学校（北・東・西・呉竹・白河・鳴滝・東山）、附属特別支援学校（普通科）で構成する進路指導主事会の合意事項

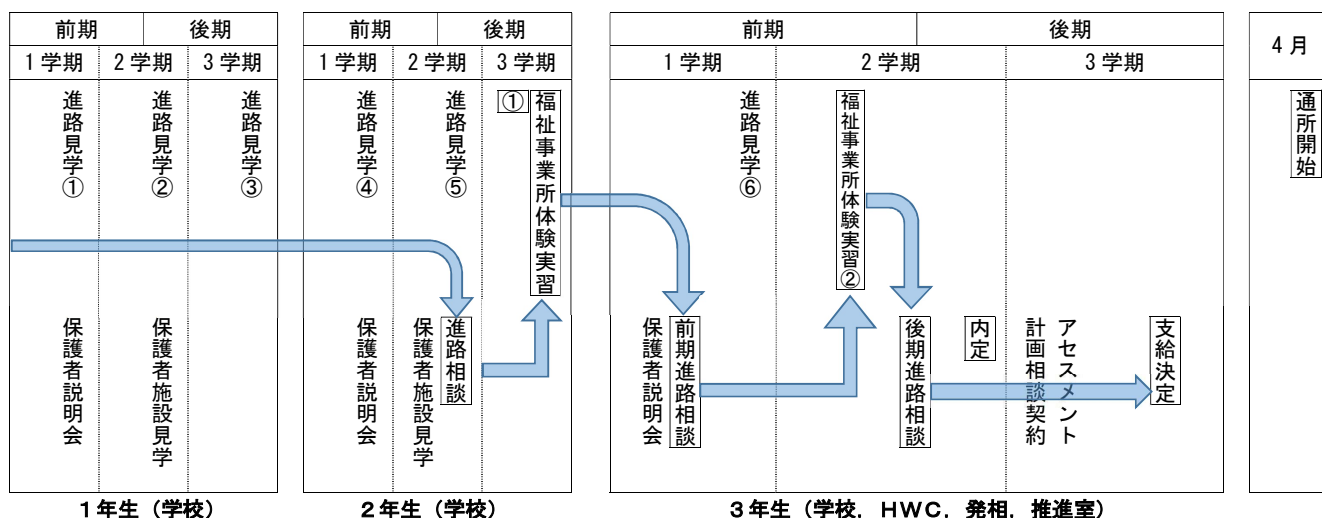
① 福祉事業所での実習回数は 2 回とする。

原則 1 回目は高等部 2 年生の 11 月～3 月

2 回目は高等部 3 年生の 7 月～11 月

② 実習を実施したものの、事業所に受け入れ困難と判断された場合はその実習は数えない。

（２）高等部入学から進路決定まで 3 年間の流れ



資料 1－2 令和 2 年度卒業生進路希望状況（令和 2 年 9 月時点） ※京都市総合支援学校進路指導主事会より提供

	北	白河	東山	東	鳴滝		西	呉竹	附属	合計
					普	生				
就職	1	3 4	2 7			1 8	3	2		8 5
進学等	2			1						3
生活介護	1 4			1 3			1 4	1 5	3	5 9
就労移行	2		2	2			1	2	3	1 2
就労 A	1		6			2		1		1 0
就労 B	1 5			6			1 5	1 0	3	4 9
機能訓練										
生活訓練	4			1			2	2	2	1 1
施設入所	1			1						2
療養介護										0
共同生活援助				1			1			2
その他	2		1	3			3	1		1 0
合計	4 2	3 4	3 6	2 7		2 0	3 8	3 3	1 1	2 4 1

資料 1－3 医療的ケアが必要な児童生徒数（令和 3 年 1 月時点） ※京都市総合支援学校進路指導主事会より提供

卒業 年度	現在の 学年	北	左京	中京	上京	下京	南	伏見	東山	山科	右京	西京	合計
R 3	高 2	3					1						4
R 4	高 1	1	1			1				1			4
R 5	中 3					1	1			2	1		5
R 6	中 2		1					2					3
R 7	中 1						1						1
R 8	小 6			1	1							2	4
R 9	小 5		1								2	1	4
R 1 0	小 4	1		1	1			2					5
R 1 1	小 3	2								1		1	4
R 1 2	小 2				1								1
R 1 3	小 1				1			1				1	3

資料 1－4 不登校状態にある児童生徒数（令和 3 年 1 月時点） ※京都市総合支援学校進路指導主事会より提供

卒業 年度	現在の 学年	北	左京	中京	上京	下京	南	伏見	東山	山科	右京	西京	合計
R 3	高 2	3	1				2	1 0	1	2	2	2	2 3
R 4	高 1		2		2		1	5		2	2		1 4
R 5	中 3						1	2					3
R 6	中 2	1						2			1	1	5
R 7	中 1		1					1			2		4
R 8	小 6			2	2			1			1		6
R 9	小 5												0
R 1 0	小 4				1	1							2
R 1 1	小 3	2											2
R 1 2	小 2												0
R 1 3	小 1										1	1	2

資料 1－5 京都市内基準地価と生活介護事業所数の相関 ※京都市生活介護等事業連絡協議会より提供

行政区	坪単価（万円）	坪単価差（万円）	50 坪土地価格（万円）	土地価格差（万円）	生活介護数（R2. 4）
山科区	4 9	0	2, 4 5 0	0	1 0
伏見区	5 7	8	2, 8 5 0	4 0 0	2 0
右京区	7 0	2 1	3, 5 0 0	1, 0 5 0	9
西京区	7 4	2 5	3, 7 0 0	1, 2 5 0	1 2
南区	7 6	2 7	3, 8 0 0	1, 3 5 0	1 1
左京区	8 4	3 5	4, 2 0 0	1, 7 5 0	1 0
北区	8 5	3 6	4, 2 5 0	1, 8 0 0	1 0
上京区	1 5 6	1 0 7	7, 8 0 0	5, 3 5 0	4
東山区	2 5 3	1 9 6	1 2, 6 5 0	1 0, 2 0 0	2
下京区	4 3 6	3 6 6	2 1, 8 0 0	1 9, 3 5 0	1
中京区	4 9 9	4 2 5	2 4, 9 5 0	2 2, 5 0 0	4

資料 2－1 関係機関の意見・ヒアリング

No	意見等の内容	機関名
1	措置が契約に変わったことは保護者にとって関係がないこと。進路調整の流れが保護者に見えるようにすることで安心が得られるのだと思う。その一つの形として「内定通知」が行われてきた。	総合支援学校
2	知更相の相談を受けても返しが9月頃になるため、その時期にはもう実習が終わっているので意味がない。高等部2年生で受けることができ、3年生の夏休みまでに返しがもらえるのであれば学校では言えない意見をもらえるので迷っている子たちにとっては貴重なもの。サービスの種別に関わらず作業内容にも助言がもらえるので時期の問題さえなければ期待は高い。	総合支援学校
3	進路調整は長年に渡り行われている重要な業務であるのに、学校側も現場任せになっていて、未だに系統立てて行われていないことが問題。組織的に行われるように見直さないと学校側から周囲へのアプローチが難しい状態にある。	支援センター
4	進路指導主事が孤立する状態になっている。市を含め、関係者協議や自立支援協議会などを活用して、外部からのアプローチをすることで組織的に動けるように促すことも時として必要である。しかしながら、最終的には学校がどう考え、どうしていくかが重要である。	生連協
5	進路調整によって生徒の人生が大きく変わっていく。これが進路指導主事や保健福祉センターの属人的な力量に頼る現行の仕組みは如何なものか。事業所側では進路指導主事や保健福祉センターの進路調整における関わり方によっては受け入れを迷うこともある。	生連協
6	市の内定通知について、保健福祉センターの担当者から連絡がある場合とない場合がありばらつきがあるが、市として明確な指示を出すべきである。保健福祉センターにおいて進路調整を含めたケースワーカーの行動指針がないため属人的な対応になっているため、業務の仕組みを見直すべきである。	生連協
7	内定通知が1週間早まればかなり動きも変わってくる。計画相談も2月末から入れられるほうが良い。内定通知が遅くなると保護者はかなり不安になる。	総合支援学校
8	保健福祉センターから保護者への連絡も「決まりました」だけの担当者もあれば、その後の動きを指示してくれる担当者もある。多くの保護者は次取るべき行動が分からないので、保健福祉センターから指示を出してもらいたい。	総合支援学校

資料 2－2 関係機関の意見・ヒアリング

No	意見等の内容	機関名
9	内定連絡を受けて、誰が、誰にどのように連絡を取るべきなのか、分かりやすい指針（指示書）があればよい。後期進路相談の際に、「内定が出た時点で事業所に連絡先を伝えてよい」などの同意を得ておけば、内定連絡と同時に動けるのでスムーズではないか。また、事業所側にも学校や受け入れる方との密なコミュニケーションも必要。	生連協
10	実質、11月の後期進路相談が終われば内々定をもらった形になる場合が多いので、事業所単位で内定通知ができるのであれば、その結果を障害保健福祉推進室に伝え、内定通知という流れが良いのではないか。	総合支援学校
11	事業所がよいのであれば、事業所→学校と保健福祉センター→本人・保護者という流れで内定連絡を伝えてもらい、計画相談を入れられるように段取りするのがよい。事業所側として、新年度の体制がはっきりしない段階で線引きをするのは難しいという事情もあると思うが、計画相談のタイミングを考慮すると年明けには伝わっている状態が望ましい。	支援センター
12	進路保障の考え方からすると完全自由競争に委ねることにはならないし、学校が中心となって福祉の協力を求めながらやっていくことが重要になるが、福祉サービスが質・量ともに変化している状況のなかで従来の仕組みを維持するのが難しくなっている。障害保健福祉推進室は、保健福祉センターの担当者によって温度差が生じないように考慮した指示を行ってほしい。	生連協
13	各圏域の自立支援協議会や相談支援センター会議を活用して意見交換をしてはどうか。南部圏域では進路部会があるが他圏域には進路部会がない。例えば児童部会が各圏域に存在しているので導入可能な圏域より活用してはどうか。	生連協、支援センター
14	9月の受入れ見込照会について、次年度4月の予定を回答させるというのは措置時代ならでは。特に就労系事業所では日々状況が変化していくのに半年後の受入れなど確約できないと思われる。	支援センター
15	9月の受入れ見込照会について、空き状況の情報提供は重要である。加えて事業所の活動内容なども記載があれば活用しやすい。	総合支援学校
16	2月の面接調整について、障害保健福祉推進室の説明では、最終の受入可否を確認するために必要であれば2月面接を行うように位置付けているが、この時期に改めて面接を調整する意味があるのか疑問。	総合支援学校

資料 2－3 関係機関の意見・ヒアリング

No	意見等の内容	機関名
17	送迎のある生活介護や就労B型事業所の希望が多いために受け入れや利用日の調整が難しく、希望通りにいかないことが多くなると思われることが懸念事項。卒業後に利用できる事業所等と情報共有の上で連携がきたいできればありがたい。	総合支援学校
18	就労系サービス事業所では支援学校卒業生以外に年度途中の利用希望者が増加傾向にある。特にA型は常時求人を出しているのに、早い段階で受入れ可否の確約ができない。	障害福祉サービス事業所
19	不登校で卒業後数年経過すると支援センターでも関わりが難しい。	支援センター
20	後期進路相談後に作成する希望調査票の作成が難しい。希望調査票がどのように活用されているのかわからないが、生育歴などの記入欄を除いて現在の身体状況等に重点を置いた内容に変更してはどうか。	保健福祉センター
21	障害保健福祉推進室からの内定通知を受け、本人・保護者と学校に連絡をしているが、既にわかっていることを報告しているにすぎず、内定通知に実質上の意味は無いと感じている。	保健福祉センター
22	計画相談の導入前は、内定通知まで情報が表に出ないルールになっていたが、相談支援導入後は3月に内定情報が分かってから相談支援を探すのが難しいという理由から、後期進路相談が終わった段階で相談支援も段取りするようになってきた。そのため、内定通知に関わらず情報が内々に出回っており現行の内定通知の意味はなくなってきたように感じている。ただ、従前のルールが存在しているだけに相談支援を決めていくタイミングが難しい状態にある。	保健福祉センター
23	各保健福祉センターから障害保健福祉推進室に調書を提出し、内定通知をもらう仕組みになっている。障害保健福祉推進室がどのような動きをしているのか把握しておらず、内定が出ないケースについては何も指示がされないが、障害保健福祉としても一定の責任を持つべき。	保健福祉センター
24	生活介護事業所が絶対的に不足している。送迎体制も弱いのと医療的ケアの受入れがほとんどない。この状態が長い間続いているが放置されている。	保健福祉センター

資料 2－4 関係機関の意見・ヒアリング

No	意見等の内容	機関名
25	医療的ケアの必要な生徒、行動障害のある生徒の進路先の調整が難しい。	総合支援学校
26	送迎が必要な生徒が多いが、それぞれの事業所に送迎の範囲があり、どこも利用できないケースがあるので、事業所の数と場所、利用希望者の居住地との関係が問題になる。送迎のみの独立したサービスがあれば、複数の事業所で送迎車を共有するようなことができないか。生活介護の利用希望者が多いが、生活介護の利用時間が学校のスクールバス利用時間よりも遅く迎えに来られ、早く帰ってくるということから、家庭の送り出しや迎え入れが時間的に難しい場合がある。	総合支援学校
27	後期進路相談前の9～10月頃に知更相や身更相で実施される心理判定等の評価とそれに基づく会議について、保健福祉センターの担当者から支援センターへの支援学校高等部3年生に関する相談事例において十分に活用されておらず、必要に応じて使われるべきではないかと思うことがあった。	支援センター
28	生活介護事業所が市全域に不足する状況にある。特に「上・中・東山・下」は設立により困難な地域の特徴は明確である。市として計画的整備について今後どのように考えてこうどうされるかはとても重要。民間に委ねるというやり方だけではやはり不足するエリアがあるのは当然で、施策推進協議会や市の政策への懸案の状況も含め、今のままでは今後さらに厳しい状況になると思う。必要な社会的資源が増えないことは、「進路」について話し合いを重ねたとしても不足する状況の根本的な改善にはならないと思う。紹介先がなく、やむを得ない調整になることについては、ヘルパーでの代用など在宅福祉の領域にもまたがる課題はさらに深刻化していくように思う。解決策として、例えば、自立支援協議会や進路意見交換会の意見を確認のうえ、施策推進協議会で検討し、「今年度は〇〇区に生活介護事業所が必要なので、審査のうえ、設立に対して補助します。」などの補助事業を行うことが考えられる。	生連協
29	進路調整の困難さの原因として生活介護事業所の数がニーズに比べて少なく、毎年見通しを持って進路指導を進めていくことが難しいことが挙げられる。生活介護事業所の希望調整が困難化している背景は、サービスの充実以上に、ニーズに対する事業所の数と受入れが少ないからである。新規の事業所を作っていかなければ進路保障ができなくなる。	総合支援学校

支えあうまち

京都市障害保健福祉行政情報 第12号（準備号）



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

開会中の2月市会で審議中の内容です。

令和3年度 京都市予算(障害保健福祉関係)の概要

令和3年度京都市予算は、コロナ禍と財政危機、この2つの危機に対して、京都の今と未来を見据え、市民の皆様の命と暮らしを守り抜くことを基本姿勢として編成しました。

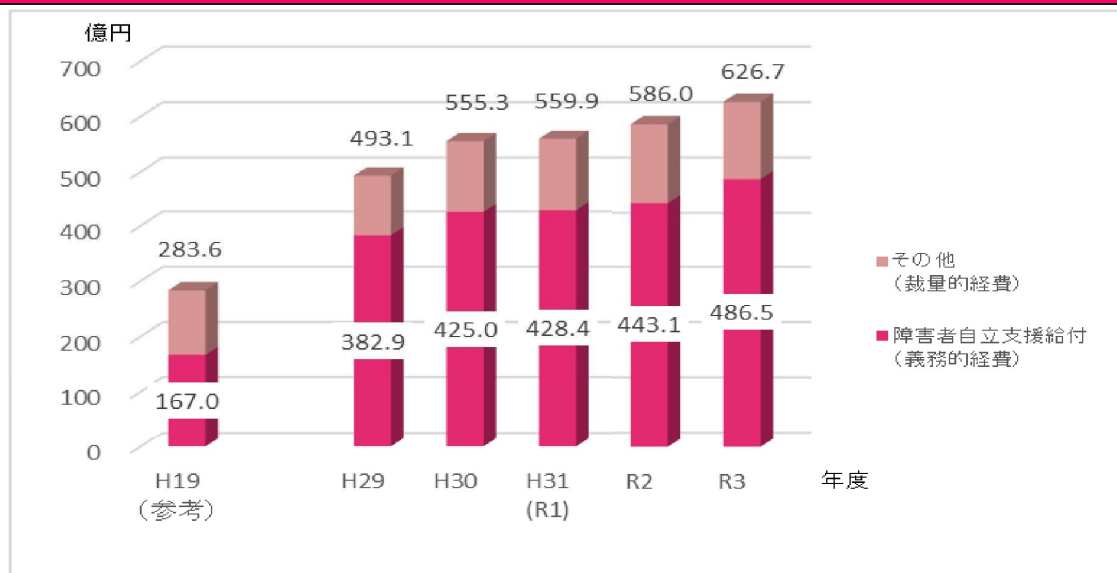
安心安全で魅力あふれる京都を将来にわたって継承・発展し、新たな京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン2025」に掲げる京都の未来像を実現するため、持続可能な行財政の確立に向けた改革をこれまで以上に徹底していきます。

保健福祉局においても、持続可能な社会を目指すSDGsが掲げる「すべての人に健康と福祉を」といった目標の実現を限られた財源の中で進めていくため、3年間の集中改革期間の初年度として、全事務事業をゼロベースで点検し、必要な見直しを行ったうえで、①コロナ禍においても、すべての市民の皆様のかげがえのない「いのち」と年齢や障害の有無にかかわらず、いきいきとした「暮らし」を守り、②世代や分野を超えて、すべての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進する予算編成を行い、一般会計の23.3%を占める予算を確保しました。

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減	伸び率
一 般 会 計	7,840 億円	1 兆 5 億円	2,165 億円	27.6%
保 健 福 祉 局 *人件費を除く	2,143 億円 (27.3%)	2,353 億円 (23.5%)	210 億円	9.8%
障 害 者 福 祉 予 算 () 内は、障害者自立支援給付(義務的経費)	586.0 億円 (443.1 億円)	626.7 億円 (486.5 億円)	40.7 億円 (43.4 億円)	6.9% (9.8%)

障害者福祉予算においては、裁量的な事務事業の見直しや国費・府費等の積極的な取り込みを進めつつ、年々増加傾向にある障害者自立支援給付（法定給付）などの予算の確保を最優先に、「はぐくみ支えあうまち・京都ほほえみプラン」（平成30年3月策定）の推進を図るため、前年度を上回る626億7千万円（6.9%増）の予算を確保しています。

障害者福祉予算は年々増額。令和3年度は、平成19年度の2.2倍になっています。



令和 3 年度に実施予定の新規・充実事業等の重要事務事業を紹介します

① 重度障害者等就労支援特別事業（7,100万円）【新規】

重度障害者等の経済（就労）活動を支援するため、通勤や働く際に必要となる支援（喀痰吸引や体位の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等）の障害福祉サービスに相当する費用を助成します。

② 強度行動障害児者入所支援事業（1,250万円）【新規】

強度行動障害のある方を受け入れた場合に必要となる費用（居室や動線の改修、安全センサーの設置、支援職員の専門性向上のための研修やコンサルテーション等）について、障害者支援施設、共同生活援助事業所、障害児入所施設に対して助成し、強度行動障害のある方の受入促進を図ります。

③ 医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業（3,300万円）【新規】

医療型短期入所事業所の拡大を図るため、医療型短期入所事業所が医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害のある方を受け入れた場合に、障害福祉サービス等報酬と入院した場合の診療報酬との差額相当額を助成します。

④ 障害福祉サービス等事業所サービス継続支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）（5,200万円）【継続】

障害福祉サービス等事業所において、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない、新型コロナウイルス感染症対策に要するかかり増し経費に対して支援を行います。

⑤ 障害者共同生活援助事業所整備助成（1億230万円※）【新規】

社会福祉法人が実施主体となって行う障害福祉サービス事業所に対して整備助成を行い、定員増を図ります。

◎名称：上鳥羽ひまわり園（仮称）（南区上鳥羽塔ノ森東向町）

実施主体：社会福祉法人向陵会

サービス種別（定員）：共同生活援助（定員 17 人）（短期入所 3 人併設）

◎名称：ステイウィズ（仮称）（中京区壬生淵田町）

実施主体：特定非営利活動法人ステイウィズ（法人申請中）

サービス種別（定員）：共同生活援助（定員 7 人）

⑥ 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備事業（4億円）【継続】

各施設の一層の機能充実、連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させるとともに、耐震性能がなく老朽化している現行施設の課題を解消するため、3センター一体化する移転整備を行います。

令和 3 年度は、土壌汚染対策工事及び既存建物の地下部解体工事を行い、新築工事を進めます。

⑦ 身体障害者福祉センター整備事業（2,500万円）【新規】

壬生合同福祉会館の再編のため、新施設の設計を行います。

⑧ 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」（3億5,448万円※）【継続】

（※ 子ども若者はぐくみ局事業（障害児関係）分 1 億 1,779 万円を含めた額になります。）

国においては、平成 22 年 4 月から、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置が講じられています。

しかし、国制度では未だ低所得者の負担軽減措置が不十分であるため、**自立支援医療等について、一定の収入以下の低所得者の自己負担をなしとすることや、所得階層を細分化し国の定率負担の概ね 1／2 とするなど、本市独自の負担軽減策「新京都方式」を引き続き実施し、障害のある方のサービス利用を支援していきます。**

【参考】 関係する事業の一部を紹介します。

① 一時預かり事業における障害児等の受入体制の充実(2 億 3,913 万円〔充実分 2,480 万円〕)【充実】

障害のあるお子さんや多胎児の子育て家庭において、育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るために、国において加算制度が設けられたことを踏まえ、要件を満たした施設に対して、事業を実施するために必要な費用の一部を支給します。

令和 2 年度の主な新規・充実事業の実施状況

令和 2 年度に実施した主な事業について、現時点の実施状況を報告します。

発達障害児者地域支援サポート事業

発達障害のある方の支援に関して多様化するニーズに対応するため、発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所に対し、訪問等による助言やサポートを行うコンサルテーションを開始しました。令和 2 年度は、7 事業所に対して支援を行っています。

また、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した総合的な支援を行うため、関係機関の連携・情報共有ツールとして京都市版「個別支援ファイル」の運用を開始しました。

京都らしい農福連携推進事業

農業の新たな担い手確保と障害のある方の就労機会の創出・工賃の向上に向け、産業観光局と連携し、本市の独自ブランドである新京野菜等を活用し、障害者福祉施設が生産・加工・販売等に携われるよう、農家とのマッチング等に取り組み、販路開拓や地域の活性化を推進しています。令和 2 年度は、9 事業所が農家から業務を受託。「京の黄真珠」を使ったパンや「みずき菜」のスムージーのメニュー開発を行いました。



生活介護事業所等整備助成事業

障害福祉サービス事業所（生活介護、共同生活援助（グループホーム）等）に対し、整備助成を行いました。

- ◎デイセンターあらしやま（仮称）（西京区嵐山上海道町）【生活介護 20 人】
- ◎ホームあらしやま（仮称）（西京区嵐山上海道町）【共同生活援助 20 人，短期入所 2 人】
- ◎グループホームりずむ（仮称）（北区小山西玄以町）【共同生活援助 7 人，短期入所 3 人】
- ◎西陣工房（北区大將軍東鷹司町）【就労 B 20 名 ⇒ 就労 B 40 人，生活介護 10 人】

各種新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環として、各種事業を実施しました。

【障害福祉サービス事業所等への支援】

- ①障害福祉サービス等事業所へのマスク・消毒液の配布や障害児施設における衛生用品等確保の支援
- ②障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援（かかり増し経費の助成）
- ③就労継続支援 B 型事業所における工賃助成
- ④就労継続支援事業所に対する生産活動活性化支援
- ⑤障害福祉分野におけるテレワーク等導入支援
- ⑥多床室の個室化への改修及び簡易陰圧装置・換気設備の設置
- ⑦障害者福祉施設における Wi-Fi 環境整備
- ⑧医療機関，社会福祉施設及び児童福祉施設等への「支え合い支援金」の支給

【障害福祉分野の人材確保支援】

- ①雇用情勢の悪化を契機とする障害者福祉施設，児童福祉施設等の担い手確保対策

【相談支援体制の強化】

- ①こころの健康増進センターにおける自殺防止に関する相談体制の強化，個別寄り添い支援の実施

【その他】

- ①特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用者負担の補助

ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実

年齢や施策ごとに分かれていた相談窓口を一つにまとめ、「「よりそい・つなぐ」相談窓口（京都市ひきこもり相談窓口）」を令和 2 年 9 月に開設しました。

また、「よりそい支援員」を各区役所に配置し、ひきこもりをはじめとする様々な困難を抱える世帯の課題解決に向けて伴走型支援を行っております。

医療的ケア児の受入支援の充実

医療的ケアを必要とする児童について、保育所等の受入人数を拡充するとともに、新たに、私立幼稚園及び学童クラブ事業においても、児童の症状や医療行為が必要な時間に合わせた看護師の配置等に係る制度を創設しました。

京都市障害保健福祉行政情報「支えあうまち」第12号（準備号） 令和3年2月発行

発行 京都市 保健福祉局 障害保健福祉推進室

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・Kビル 3 階

TEL 075-222-4161 FAX 075-251-2940

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等



資料 2

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン 中間見直し（最終案）

～京都市障害者施策推進計画・ 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画～

- 市民意見募集の際に見直しを加えた箇所は、下線を引いています。
- 市民意見募集等を受けて、今回、新たに追記・修正を加えた箇所は、**網掛け**をしています。
- 一部の記載について、2月市会において審議中の内容があります。
そのため、事業の実施等については予定の記載になります。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ等	6
第2章 これまでの計画の取組状況	8
1 支えあうまち・京都ほほえみプランの取組状況	8
2 第5期障害福祉計画	11
3 第1期障害児福祉計画の取組状況	13
第3章 障害者生活状況調査の結果	
1 障害者生活状況調査の概要	修正なしのため、省略
2 調査結果からの主な課題	
第4章 計画の基本方針等	14
第5章 共生社会実現に向けた具体的施策	15
1 重点目標	15
2 5つの施策目標と具体的施策	16
【施策目標1】お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり	16
○ 啓発	17
○ 相談支援	18
○ 意思疎通支援・情報保障	19
○ 手話	20
【施策目標2】地域で自立して生活できる仕組みづくり	21
○ 福祉サービス	21
○ 住まい・暮らし	23
○ 地域交流	26
【施策目標3】安心して生活できる社会環境の整備	27
○ 健康・医療	29
○ こころの健康	29
○ 難病支援	30
○ ユニバーサルデザイン	30
○ 災害対策	31
○ 権利擁護	31

【施策目標4】生きがいや働きがいをもてるまちづくり……………	33
○ 社会参加……………	34
○ 文化・スポーツ……………	35
○ 就労……………	35
【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実……	37
○ 早期発見・早期支援……………	38
○ 特性や状況に応じた支援の提供……………	38
○ 相談・支援・連携体制の強化……………	39
○ 一人一人のニーズに応じた教育の推進……………	40
3 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み……………	44
4 地域生活支援事業の実施に関する事項……………	49
第6章 計画の推進と進捗管理……………	53
参考資料 ……………	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

- 国においては、この約 10 年間で、障害者施策のあり方が大きく変化しています。
最も大きな動きとしては、平成 18 年に採択された国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 26 年 1 月に批准、同年 2 月 19 日から効力が発生しています。
まず、障害者権利条約の批准に先立ち、国内法整備を進めるべきとの意見を受け、「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成 23 年 6 月公布）、平成 22 年 12 月及び平成 24 年 6 月の二回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成 24 年 6 月の改正によって「障害者総合支援法」に改称）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28 年 4 月公布）等が行われています。
- 特に、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では、障害者の定義について、『個人の機能障害に原因があるもの』とする「医学モデル」から『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』とする「社会モデル」に大きく転換しました。その他、『合理的配慮』（障害のある人もない人も同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のことで、過重な負担がかからない配慮のこと）の考え方が導入されるなど、障害のある人ない人も地域で共に生きる社会づくりを目指すものとなっています。
- また、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」では、差別を解消するための措置として「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を定めているほか、同じく平成 28 年 4 月に施行された改正障害者雇用促進法においても、雇用の分野での「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を事業主に対して義務付けています。
- さらに、障害福祉サービス関係では、平成 15 年度に、障害のある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成 18 年度には、身体・知的・精神の 3 障害共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担を応能負担から定率負担にすること等を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成 22 年 12 月に、「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能

負担の原則化)や相談支援の充実(相談支援体制の強化や支給決定プロセスの見直し等)等が行われ、さらに、平成 24 年 6 月に、名称を「障害者総合支援法」に改めるとともに、法の対象に難病患者を加えることや障害者支援区分への変更等の一部改正が行われています。

- 児童分野では、平成 24 年 4 月に「児童福祉法」が改正され、障害児支援の強化のため、障害種別等で分かれていた障害児施設を通所・入所の利用形態の別により一元化するとともに、通所支援の対象に、精神障害(発達障害を含む)が新たに追加されました。

また、平成 29 年に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、「障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念」として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障害児の健やかな育成のための発達支援」が定められています。

(2) 本市のこれまでの取組

- 本市では、昭和 56 年の国際障害者年で目標とされた「完全参加と平等」の実現に向けて、「国際障害者年京都市行動計画」(昭和 58 年～平成 4 年)を策定し、以後、「国際障害者年第 2 次京都市行動計画」(平成 4 年度～平成 13 年度)、「京都市障害者いきいきプラン〔第 2 次行動計画の後期計画〕」(平成 10 年度～平成 14 年度)、「京都市障害者施策推進プラン」(平成 15 年度～平成 24 年度)、「支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン〔障害者施策推進プランの後期計画〕」(平成 20 年度～平成 24 年度)、「支えあうまち・京都ほほえみプラン〔京都市障害者施策推進計画〕」(平成 25 年度～平成 29 年度)に基づき、総合的な障害者施策を推進してきました。
- 「支えあうまち・京都ほほえみプラン〔京都市障害者施策推進計画〕」(前計画)では、基本方針を「障害のあるひととないひと、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」として掲げ、5 つの施策目標のもと施策を推進してきました。
- 障害のある人の就労支援は、市、府、国の各行政から民間まで、企業、労働、福祉、教育の各分野の関係機関が連携し、障害のある方の就労支援を効果的に推進するための協働機構として、平成 21 年 8 月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」において、支援・連携のルールづくりや共同事業の実施等に取り組んでいます。
- また、手話への理解促進・普及をすすめ、多くの人々が相互に人格と個性を尊重する

ことを基本理念に、豊かな共生社会を実現することを目指した「京都市手話言語がたなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」(手話言語条例)が、市会議員全員による共同提案のうえ、全会一致で可決し、平成28年3月に制定、同年4月に施行されました。

- 障害のある子どもへの支援においては、平成24年4月の児童福祉法改正を受け、地域での障害児支援を推進し、児童発達支援事業や重症心身障害児が通所できる事業所の設置促進など、年々利用ニーズの高まっている、障害のある子どもの地域での療育や居場所づくり、保護者への支援に取り組んでいます。
- このように、障害のある人や子どもが地域で当たり前で暮らせる社会、適切な支援を受けながら働くことが当たり前の社会の構築に向けて、本市の取組は着実に前進しています。

(3) 計画策定の趣旨

- 本計画は、「支えあうまち・京都 ほほえみプラン」及び「第4期障害福祉計画」の計画期間が平成29年度で終了することから、平成22年に策定した「はばたけ未来へ! 京プラン(京都市基本計画)」の分野別計画として、障害者・児を取り巻く関連施策や市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者・児施策の実施状況等を踏まえながら、総合的に障害者・児施策を推進するため、2つの計画を一体化した計画として策定し、施策・事業の更なる推進を図ります。

また、「児童福祉法」の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「第1期障害児福祉計画」として合わせて策定するとともに、障害児施策については、子育て支援施策の総合的な計画として策定した「京都市未来こどもはぐくみプラン」と連携して取組を推進します。

2

中間見直しについて(令和3年3月)

(1) 本計画策定後の本市の状況と取組

- 本計画策定(平成30年3月)以降、障害のある人を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。
- 一つは、平成30年6月の大阪府北部地震及び9月の台風21号等の自然災害です。本市では、障害のある人の避難行動に地域の関係機関等から協力を得られるような関係づくりに取り組む「重度障害者の個別避難計画作成等推進事業」に取り組んだほか、施設の危険なブロック塀の改修や耐震改修に取り組んできました。

- そもう一つは、令和2年1月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、生活を脅かしました。障害のある人が、コロナ禍においても継続してサービスを受け、安心して生活することができるよう、障害福祉サービス事業所へのサービス継続支援や、マスクや消毒液等の衛生物品の確保等、様々な取組を進めました。また、コロナ禍における新しい生活スタイルの実践が難しい人がいることについて、市民理解を進めることにも取り組みました。
- そのほか、京都市版ヘルプカードの作成・普及、発達障害者支援センター「かがやき」の機能強化と個別支援ファイルの運用開始、本市独自ブランドの新京野菜等を活用した京都らしい農福連携推進事業等、障害のある人の「いのち」と「健康」を守り、いきいきとした「暮らし」を支えるための施策をしっかりと進めてきました。

(2) 中間見直しの趣旨

- この計画で一体的に策定している第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）については、令和2年度末で終了することから、令和3年度からの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定する必要があります。
- また、障害者施策推進計画についても、上記（1）で述べたような情勢の変化、またこれから新しく取り組むべき課題にも柔軟に対応できるようブラッシュアップを行います。
- これらの中間見直しを行い、着実に取組を進めることで、「すべての人が違いを認め合い、支え合うまちづくり」を実現していきます。

[最近の障害福祉関連施策の主な動き]

「児童福祉法」改正（H24. 4月施行）
●障害児の定義に精神障害（発達障害を含む）を追加 ●障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）について一元化 ●放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，障害児相談支援の創設
「障害者差別解消法」（H25. 6月成立，H28. 4月施行）
●地方自治体等における差別的取り扱いの禁止 ●地方自治体等における合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務） ●差別解消に向けた取組に関する要領を策定（地方自治体は努力義務）
「障害者権利条約」の批准（H26. 1月）
●平成19年に署名後，基本法改正，差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた
「難病医療法」（H26. 5月成立，H27. 1月施行）
●難病の患者に対する医療費助成を法定化し，その対象を拡大 ●相談，福祉サービス，就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」改正（H25. 6月成立，H28. 4月施行）
●雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止 ●法定雇用率算定に精神障害者を加える（平成30年4月1日から施行）
「成年後見制度利用促進法」（H28. 5. 13施行）
●成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」改正（H28. 5月成立，H28. 8月施行）
●障害の定義と発達障害への理解の促進 ●発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」（H28. 6. 2閣議決定）
●障がい者，難病患者，がん患者等の活躍支援 ●地域共生社会の実現
「障害者総合支援法」の改正（H30. 4. 1施行，一部H28. 6. 3施行）
●自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
「児童福祉法」の改正（H30. 4. 1施行，一部H28. 6. 3施行）
●障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ●医療的ケアを要する障害児に対する支援
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行（R1. 6. 28施行）
●視覚障害者等の読書環境の整備を総合的，計画的に推進

2

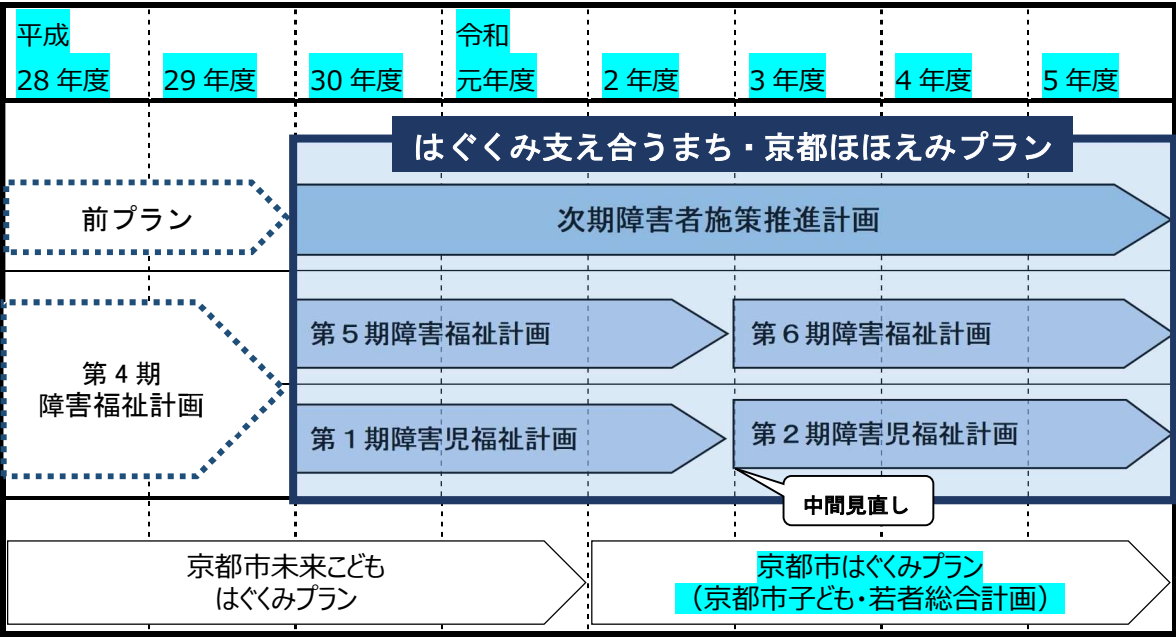
計画の性格・位置づけ等

(1) 計画の性格・位置づけ

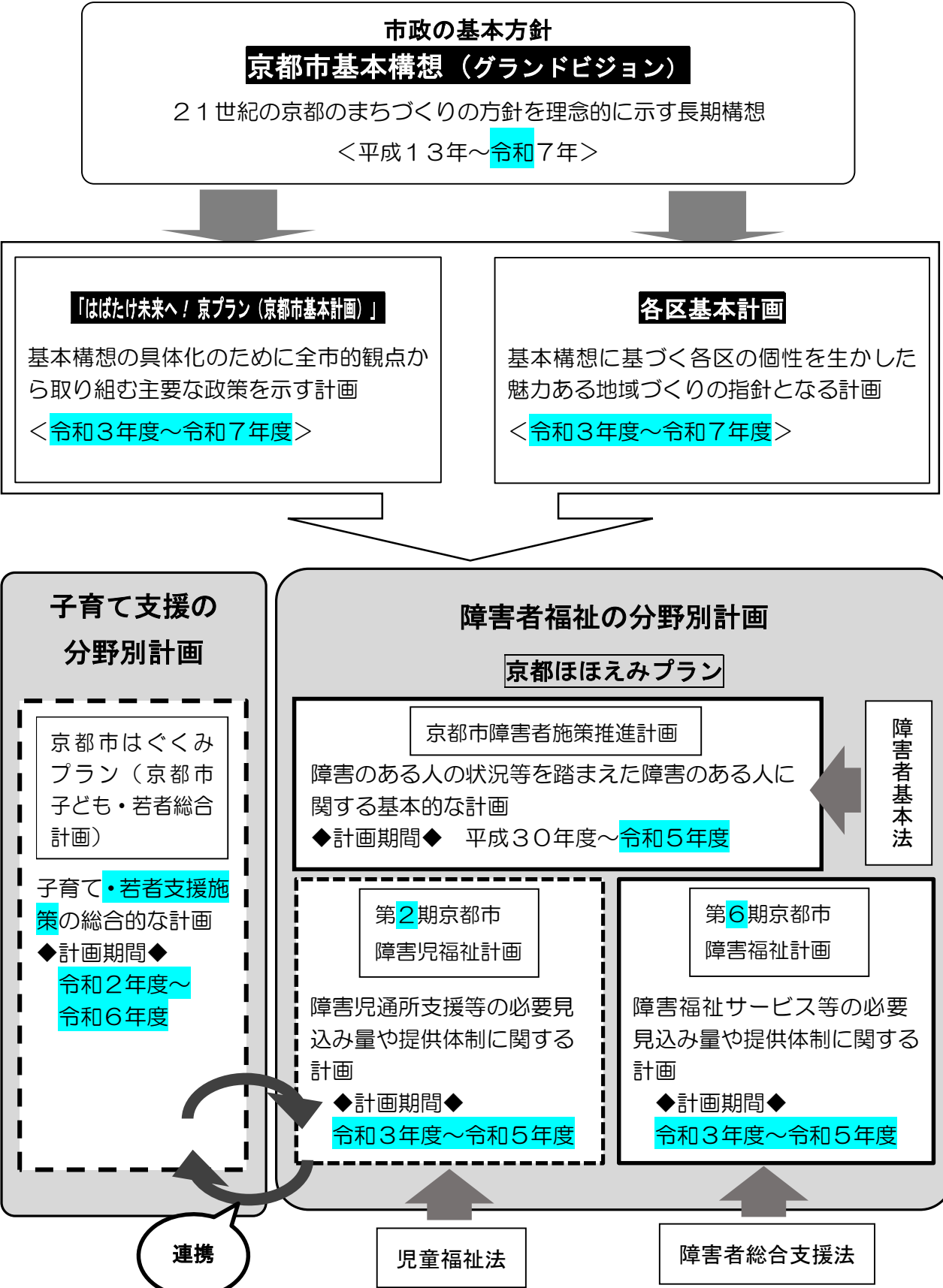
- このプランは、「障害者基本法」に基づき本市の障害者施策の方向性等を定める基本的な計画である「京都市障害者施策推進計画」と、「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策を定める「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」の3つの性質をもつ計画です。
- また、本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針の長期構想である「京都市基本構想」（2001年から25年間）を具体化するため、「京都市基本計画（2011年から10年間）」を策定し、持続可能でレジリエンス（しなやかな回復力）のある社会の実現に向けて、取り組んでおり、このプランは、「京都市基本計画」の障害者福祉分野における分野別計画として策定し、各分野別計画（第7期京都市民長寿すこやかプラン、京都市未来こどもはぐくみプラン、京（みやこ）地域福祉推進指針等）との十分な連携の下に推進していきます。

(2) 計画期間

- このプランは、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間を計画期間としておりますが、障害福祉計画及び障害児福祉計画については3年毎の策定が義務付けられているため、3年後の令和2年度に次期計画の策定作業を行い、それに併せて全体の間見直しを行います。



(3) 他計画との関係性



第 2 章 これまでの計画の取組状況

1 支えあうまち・京都ほほえみプランの取組状況

(1) 全体的な取組状況

「支えあうまち・京都ほほえみプラン」(前プラン)は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする「障害者基本法」に規定する障害のある人の福祉に関する施策の基本計画として策定したものです。

前プランでは、今後実施すべき206項目の具体的取組を掲げており、プランの着実な推進に取り組んできた結果、全ての取組が実施済み又は実施中となっております。

施 策 目 標		取組項目	取組状況	
			実施済 又は 実施中	検討中
1	お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり	67	67	0
2	自立した地域生活の促進	59	59	0
3	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	37	37	0
4	生きがいをもって働くことができる社会づくり	21	21	0
5	生活しやすい社会環境の整備	22	22	0
計		206	206	0

(2) 施策目標ごとの主な取組について

○ お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり

お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくりのために、相談支援の充実や差別解消法に基づく取組、コミュニケーション支援の強化などに取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・地域における相談機能の中核となる「基幹相談支援センター」を市内5圏域に設置（25年度）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領を策定・周知（27年度）
- ・手話言語条例の制定を受けて、市民向け手話学習番組「しゅわしゅわ京都」の制作・放映（29年度）

○ 自立した地域生活の促進

障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、すこやかに安心して暮らすことができるよう、障害特性に合わせた適切な保健・医療サービスの提供に取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・高次脳機能障害専門相談窓口として「高次脳機能障害者支援センター」を設置（27年度）
- ・自殺対策の指針となる「きょう いのち ほっとプラン」（京都市自殺総合対策推進計画）を改定（28年度）

○ 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

障害のある子どもに対する保育、療育の実施に当たり、それぞれが必要とする支援の内容を把握し、各関係機関が連携した支援体制を構築するとともに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、すべての子どもたちが共に学び合い、育ち合う教育を推進する取組を進めてきました。

●主な取組事業例●

- ・障害児の放課後支援、通学支援の拡充に向け、移動支援に「ほほえみネット」を新設（25年度）
- ・重度心身障害児を通わせる放課後等デイサービス又は児童発達支援事業所の新規開設に対する助成を実施（27年度）
- ・市内全ての就学前施設において就学支援シート事業を実施（26年度）

○ 生きがいをもって働くことができる社会づくり

障害のある人が生きがいをもって社会参加できるまちづくりのために、就労の場の確保を図るとともに、就労を支援する体制の整備に取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・障害のある人が働ける職域の設計や特例子会社設立等のノウハウを必要としている企業等に対して、障害者雇用促進アドバイザーの派遣制度の実施（25年度）
- ・障害福祉サービス事業所や総合支援学校等の関係機関が連携した職場への定着支援として、京都市障害者職場定着支援等推進センターを開設（26年度）
- ・地域企業と障害福祉事業所との連携による新商品開発プロジェクトを実施（26年度）

○ 生活しやすい社会環境の整備

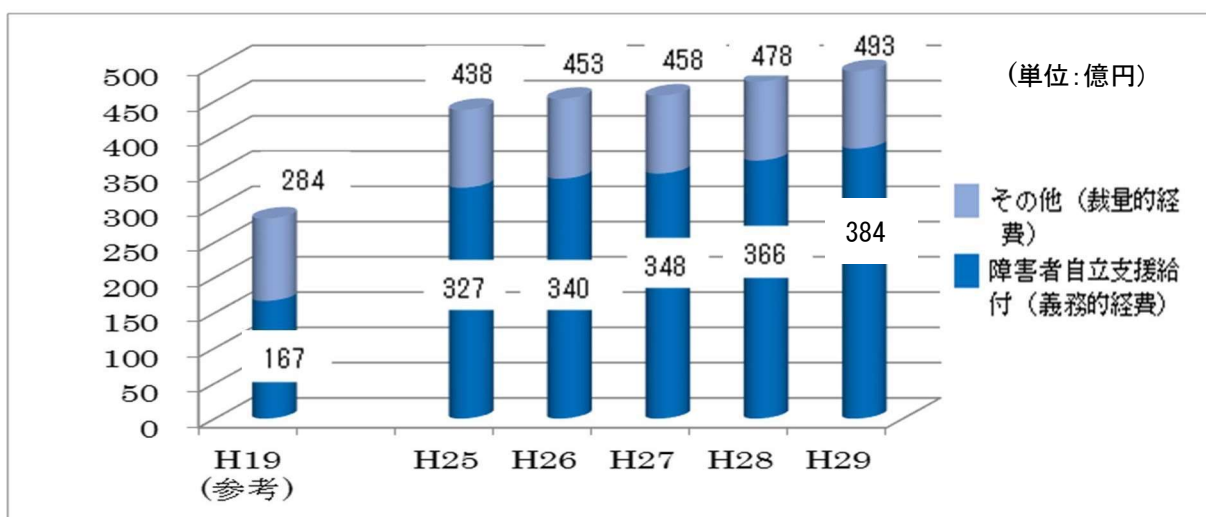
障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、建物や道路等のバリアフリー化を推進するほか、障害のある人を災害から守り、安心・安全な暮らしを確保するために、福祉避難所の拡充や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくりを進めてきました。

●主な取組事業例●

- ・福祉避難所の適切な運営に向け「京都市福祉避難所移送対象者の選定及び受入調整等に係るガイドライン」を策定（26年度）
- ・地下鉄烏丸線（烏丸御池駅、四条駅、京都駅）への可動式ホーム柵の設置（26、27年度）
- ・双方向カメラを活用した聴覚障害者との筆談機能を有するＩＣ対応型多機能インターホンを四条駅と京都駅の無人改札口に設置（28年度）

障害者福祉予算は年々増額。平成29年度は、平成19年度の約1.7倍になっています。

* 平成29年度に創設された子ども若者はぐみ局への移管事業分を含めた額になります。



2

第 5 期障害福祉計画の取組状況

(1) 計画の概要

「障害者総合支援法」に基づき、国の基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで「成果目標」を設定するとともに、目標を達成するため、障害者福祉サービス等の必要な見込み量及びその確保のための方策を定めるものです。

(2) 進捗状況

○ 施設入所者の地域生活への移行

区 分	人 数
令和 2 年度末時点の目標（注 1） a	4 5 人以上
令和 2 年度末時点の実績（注 2） b	1 0 人
進捗率（b／a）	2 2 . 2 %

（注 1）平成 30 年度から令和 2 年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行する人数
（注 2）平成 30 年度から令和元年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行した人数

現在、超長期にわたる施設入所により、地域での生活拠点を失い、地域生活への意欲を著しく低下した人たちが少なくない現状がある。こういった場合においては、成果目標ありきの数字合わせのための地域移行であってはならず、一人一人の自己決定を尊重し、高齢化した家族に負担をかけることなく、円滑に地域移行を進める必要がある。

このことから、「第 6 期障害福祉計画」においては、第 5 期計画に引き続き、実情を踏まえた地域移行を推進できる数値目標を掲げることとするが、合わせて、グループホームの設置促進等による地域生活の環境づくり、重度障害者に対する福祉サービスをはじめ支援サービス充実と連携した当事者の意欲向上と生活スキル向上への取組の充実にも、積極的に取り組んでいくものとする。

また、地域生活への移行が困難な方の施設生活の質の向上にも同時に取り組んでいく必要がある。

○ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ① 6月に入院した患者の入院3箇月時点の退院率
 ② 6月に入院した患者の入院6箇月時点の退院率
 ③ 6月に入院した患者の入院後1年経過時点の退院率
 ④ 令和元年6月末時点の長期（1年以上）在院者数（1,659人）の
 削減割合

区 分	①入院後 3箇月の 平均退院率	②入院後 6箇月の 平均退院率	③入院後 1年の 平均退院率	④1年以上長期入院患者数	
				65歳以上	65歳未満
令和2年度時点の目標 (注1) a	69%以上	84%以上	90%以上	1,250人以下	195人以下
令和元年度時点の実績 (注2) b	57.9%	79.2%	86.9%	1,381人	277人
進捗率 (b/a)	83.9%	94.3%	96.6%	89.5%	57.9%

(注1) ①, ②及び③は, 令和元年6月に入院した患者の退院率

④は, 令和2年6月30日0時時点の在院患者数

(注2) ①, ②及び③は, 平成30年6月に入院した患者の退院率（京都府の調査による最新数値）

④は, 令和元年6月30日0時時点の在院患者数（国が実施している精神保健福祉資料（630調査）による最新数値）

○ 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

区 分	一般就労への 移行者数	就労定着支援に よる職場定着率
令和2年度末時点の目標（注1） a	243人以上	80%以上
令和元年度末時点の実績（注2） b	286人	92.2%
進捗率 (b/a)	117.7%	115.3%

(注1) 令和2年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行する人数

(注2) 令和元年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行した人数

○ 障害者の地域生活の支援

区 分	取組状況
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点に求められる5つの機能（①相談, ②緊急時の受入れ・対応, ③体験の機会・場, ④専門的人材の確保・養成, ⑤地域の体制づくり）を面的に整備*することで, 地域生活支援拠点の更なる整備を進める。

* 地域における複数の機関が分担して機能を担うこと

3

第 1 期障害児福祉計画の取組状況

(1) 計画の概要

「児童福祉法」に基づき、国の基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで「成果目標」を設定するとともに、通所支援等の必要な見込み量及びその確保のための方策を定めるものです。

(2) 進捗状況

区 分	取組状況
児童発達支援センターの設置	市内に 9 箇所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	・ 市内に 1 1 箇所設置 ・ 重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3 箇所）、放課後等デイサービス（5 箇所）を確保 ・ 重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施
医療的ケア児支援の協議の場の設置	・ 重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施

第4章 計画の基本方針等

基本方針

障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、
支え合うまちづくりを推進する

5つの施策目標

1	お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり
2	地域で自立して生活できる仕組みづくり
3	安心して生活できる社会環境の整備
4	生きがいや働きがいをもてるまちづくり
5	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策目標ごとの施策体系

施策目標 1	啓発，相談支援，意思疎通支援・情報保障，手話
施策目標 2	福祉サービス，住まい・暮らし，地域交流
施策目標 3	健康・医療，こころの健康，難病支援，ユニバーサルデザイン，災害対策，権利擁護
施策目標 4	社会参加，文化・スポーツ，就労
施策目標 5	早期発見・早期支援，特性や状況に応じた支援の提供，相談・支援・連携体制の強化，一人一人のニーズに応じた教育の推進

第5章 共生社会実現に向けた具体的施策

1 重点目標

各施策目標を横断し、全てを貫く重要な視点として、重点目標を設定します。

(1) 重点目標 1

「重複障害」や「重度障害」「はざま*」への適切な対応など、ひきこもりに対する支援などの複合的支援を充実します

保健福祉センター、障害福祉サービス事業所等への専門的観点からのバックアップやサポートの体制整備と、関係機関との総合的支援ネットワークの構築に取り組むことにより、「重複障害」や「はざま*」、「重度障害」への適切な対応、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援、児童虐待の背景にある保護者・児童の課題等やひきこもりに対する支援等、複合的支援の充実を図ってまいります。

(2) 重点目標 2

障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合差別解消の視点をもって施策を推進します

複合差別の視点から、障害者の権利に関する条約第6条にも「障害のある女性」が掲げられており、障害のある女性など複合的に困難な状況におかれている人の状況を把握し、既存の取組においても、複合差別解消の視点をもって点検のうえ、男女共同参画に係る関係機関等とも連携しながら必要な取組を進めていきます。

(3) 重点目標 3

地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します

障害のある人が、どこでどのように暮らすかを選択するために必要な情報の提供や、地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実、相談支援体制の更なる充実など、地域生活への移行に必要な総合的な支援を推進します。

(4) 重点目標 4

特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します

早期発見・早期支援を基本に、特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。

* 3障害（身体、知的、精神）の施策のはざま（高次脳機能障害、発達障害等）や、ライフステージの変化の際の施策のはざま（障害児施策から障害者施策への切れ目のない移行等）

2 5つの施策目標と具体的施策

施策目標 1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

<現状と方向性>

- すべての人の命は平等でかけがえのないものであるという理念の下、障害のある人もない人も共に同じように社会で生活していく共生社会の実現に向け、すべての市民が障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図る取組が重要です。

「障害者生活状況調査」においても、「社会が、障害のある人に理解と関心をもってほしい」、「精神障害、てんかんや発達障害に対する理解を深める活動を進めてほしい」と回答した割合が高くなっており、障害への理解・啓発への取組の更なる充実が求められています。

- また、「障害者差別解消法」の認知度について、「障害者生活状況調査」によると、「障害者差別解消法」を知らないと回答した割合が高く、身体障害者、知的障害者、高次脳機能障害では「内容まで知っている」の回答割合が2割以下と障害者差別解消法の認知度は高いとはいえない状況です。このため「障害者差別解消法」の認知度を高める取組を進めるとともに、差別の解消に向けた広報・啓発活動を継続実施し、障害のある人の権利利益を侵害することのないよう、あらゆる場面で、社会的障壁を取り除くための取組を進めます。

- 合わせて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組を支援します。

- 障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすために必要とするサービスや支援に的確につなげるため、引き続き、相談支援の更なる充実を図るとともに、施策のはざまにある人への相談支援の強化に努めていきます。

- 社会経済情勢の変化等を背景として、市民が抱える福祉的な課題はますます多様化・複合化していることから、ひきこもりをはじめ、課題を抱える世帯への支援を本市として積極的に取り組みます。

【中間見直しで新たに取り組む課題】

* 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと

○ 誰もが必要な情報が的確に入手できるよう、わかりやすい情報発信を行うとともに、点訳化や音訳化など障害の特性に配慮した情報の提供や、**ヒアリンググループの普及等**、必要な情報を得るための方法の選択肢の拡大に努めます。

○ 令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が公布、施行され、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、読書や図書館の利用に困難を伴う人が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を進めることとされ、本市においても読書に親しみやすい環境づくりの取組を進めていきます。

【中間見直して新たにに取り組む課題】

○ 本市では、平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を制定しました。この条例では、「手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。」とし、基本理念には、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、すべての人が相互に人格と個性を尊重することを掲げています。

また、本市の責務として、「手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。」と定めています。

この手話言語条例の基本理念に基づき、手話に対する理解促進及び手話の普及等を推進することにより、すべての人がお互いを尊重し合いながら共生することのできる社会の実現を目指します。

啓 発

1 市民等に対する啓発・広報活動の推進

「社会モデル^{*}」による障害者の定義や、「合理的配慮」の必要性などをはじめ、障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

***「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと**

2 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進

障害福祉サービスの提供事業者等に対して、障害理解や権利擁護についての啓発を目的とし、全市向け・圏域ごとの研修を実施するほか、企業等に対して、障害のある人の雇用の促進に向け、京都府や京都労働局と協力し、啓発活動に取り組みます。

また、企業や団体、公的機関等に対しても、1と同様に障害や障害のある人への正しい理解と認識を深めるための啓発に取り組みます。

3 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

身体障害者、知的障害者、精神障害者の方だけでなく、難病患者等も含め、障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受け、生きづらさを抱えるすべての方を対象として、あらゆる差別の解消に向けた取組を積極的に展開していきます。

また、特に障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意し啓発に取り組みます。

相談支援

4 相談支援体制の充実

障害のある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、地域の身近な窓口である保健福祉センター、障害者地域生活支援センターにおいて、障害のある人本人の意思を尊重したきめ細かな相談支援の提供に努めるとともに、計画相談支援を提供する事業所の設置促進と相談支援従事者に対する研修の実施等による質の向上を図り、相談機能を充実させていきます。

複合的な課題等、一つの施策や制度、機関だけで対応することが困難なものへ効果的な支援が行えるよう、「障害者地域自立支援協議会」においてネットワークを構築し、相互の連携と情報提供による相談支援を行う体制を整備します。

また、ピアカウンセラーである障害者相談員等の相談支援により、相談支援の活動の充実を図ります。

5 専門相談機能の充実

地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、発達障害者支援センターかがやきなどの専門相談機関がその機能を最大限発揮し、ニーズに応じた相談支援を行います。

また、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設が一体化し連携することで、保健福祉センターへの専門的観点からのバックアップや障害福祉サービス事業所等に対する地域の支援力向上のサポート等を行い、より専門的な相談支援の充実を図ります。

6 切れ目のない支援の提供

3施設が一体化した新施設が、保健福祉センター等へ専門的観点からのバックアップやサポートを行うなど、連携を強化することで、障害のある人やその家族等のニーズや課題に早期に気付いて必要な支援策につなぎ、地域や関係機関とともに支える切れ目のない支援を行うとともに、子どもから大人への移行だけでなく、65歳到達後もニーズに応じた適切な対応を行います。

また、保健福祉センター及び障害者地域生活支援センターにおける相談対応と合わせて、休日や夜間・早朝等の時間帯においても相談に応じられる体制を整備することにより、24時間・365日の切れ目のない相談支援の提供に取り組みます。

7 ひきこもり等複合的な課題に対する支援

ひきこもりをはじめ、多様で複雑化した課題を抱える世帯への支援に当たり、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行います。

意思疎通支援・情報保障

8 意思疎通支援の充実

障害により情報の取得や伝達に困難を生じる人の生活の質の向上に向け、要約筆記者等の意思疎通支援者の派遣や、**ヒアリンググループの普及**、意思疎通が困難な重度障害のある人が入院した際のコミュニケーション支援の充実など、コミュニケーション方法に応じた必要な支援を実施します。

また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。

9 視覚障害者等の読書環境の整備の推進
アクセシブルな書籍等の提供や、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことで、視覚障害者等の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を図ります。

10 行政情報における合理的配慮の推進
必要な情報が必要な人に届くよう、わかりやすい広報を行うとともに、カラーユニバーサルデザインへの配慮、点訳化や音訳化など、障害特性に配慮した情報の提供や、情報利用のための手段についての選択肢の拡大に努めます。

手 話

11 手話に対する理解促進及び普及
ろう者をはじめとする当事者と関わりながら、手話の意義や役割への理解を深めたり、手話に気軽に触れ、体験できる機会を児童生徒や市民に対し様々な形で提供していきます。

12 コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備
手話を必要とする人が可能な限り手話により意思の伝達を行い、コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者の養成や派遣、当事者が手話を学ぶ機会の提供等の環境の整備を進めていきます。

＜第6期障害福祉計画＞

○相談支援体制の充実・強化等

項 目	成果目標及び考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	下記4点を実施することにより相談支援体制の充実・強化等を図る。 ①総合的・専門的な相談支援として、市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センター、切れ目のない相談窓口として設置している京都市障害者休日・夜間相談受付センターでの相談受付件数（R5：189,410件） ②市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの専門的な指導・助言（R5：5,129件） ③基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数（R5：24件） ④基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数（R5：24件）

施策目標 2 地域で自立して生活できる仕組みづくり

<現状と方向性>

- 障害のある人が、住み慣れた地域で自立して生活し、家族介護を前提とせず暮らすためには、居宅介護や生活介護、短期入所など、必要とする福祉サービスを十分に提供できる体制が必要です。

さらに、医療的ケアが必要な人や重症心身障害のある人、強度行動障害のある人等への十分な支援、本人やその家族の高齢化に伴い生じる様々なニーズへの対応、緊急時の迅速かつ適切な支援など、きめ細かな対応に努める必要があります。福祉、保健、医療、介護など分野を横断した支援が必要です。

- 障害保健福祉圏域ごとに設置している5つの地域協議会で把握され、京都市自立支援協議会で集約した検討課題やニーズとしても、通所先への送迎手段の確保、一人暮らしの場やグループホーム等の住まいの場の課題、医療的ケアをはじめ専門的な援助技術が必要な人への支援体制の不足、総合支援学校卒業生の進路先の確保、介護保険対象となった高齢障害者への支援などが挙げられています。

- 「障害者生活状況調査」においても、ホームヘルプサービス、短期入所（ショートステイ）が、「将来、必要になったときに利用したい」、「現在利用している又は利用したことがある」の比率が年々高まっており、本市のこれらのサービスの過去の実績を見ても、利用人数及び利用量ともに増加傾向で推移しており、こうした利用動向を踏まえると、更なるサービスの利用が予想されるため、必要なサービス量と質の確実な確保に努めることが重要です。

- また、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、「新京都方式」として実施してきた本市独自軽減策が国制度を上回る部分については継続し、障害のある人のサービス利用を引き続き支援していきます。

- 「障害者生活状況調査」において、「グループホームや一人暮らしなどを体験する機会」や、「障害のある人に配慮した住まい（公営住宅等）がほしい」の回答が高くなっており、障害のある人それぞれの多様なニーズに応じた住まいの確保が必要です。入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するとともに、親元からの一人暮らしを希望する障害のある人の地域生活を支援していくためには、居住支援に加えて、地域の理解を促進する取組が重要な課題であるといえます。

- 障害のある人が安心して地域で暮らし続けるためには、福祉サービスの充実や、住まいの確保、**障害のある人を介護する家族の負担軽減**等だけでなく、地域リハビリテーション*の一層の推進や、町内会等の身近な地域での交流など、地域住民との顔の見える関係づくりも重要です。**それらの取組に当たっては、障害者団体や地域住民等との連携も必要です。**

「障害者生活状況調査」によると、災害時における不安として、すべての障害種別で、「自分で避難できない」、「初期消火ができない」という回答割合が高くなっていますが、身近な地域で良好な人間関係を構築することができることで、こうした不安の解消にもつながっていきます。

- 令和2年は、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響が長期化し、障害のある人やそのご家族、支援者等は不安を感じながら生活することとなりました。新型コロナウイルス感染症拡大への対策に引き続き取り組むとともに、そのような状況下においても必要なサービスが継続的に提供され、障害のある人などが安心して地域で暮らせるよう取り組みます。
【中間見直しで新たに取り組む課題】

* 障害や疾病があっても、住みなれたところですやかに安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべてをいいます。

福祉サービス

13 障害福祉サービス等の量等の充実

障害福祉サービス事業所等の安定的な運営や事業所職員の確保等のため、国に対し、報酬水準の改善をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける等、担い手の確保に取り組めます。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人等への十分な支援体制が確保できるよう、京都府と連携して必要な援助技術を有する従事者の育成に努めるとともに、**医療型短期入所や強度行動障害のある人の受入れ等の**サービス提供体制拡充に取り組む事業者への支援を行うほか、様々なニーズに対し、障害福祉サービス等の施策の充実による対応に努めることにより、支援体制の充実を図ります。

14 障害福祉サービス等の質の向上

医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人等支援の必要性の高い人をはじめ多様なニーズに応じたきめ細かなサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員の専門的な技術の向上や更なる知識の習得に取り組むとともに、管理者等への研修機会を拡大し、事業所が自主的に業務水準の向上に努めることができる環境づくりを推進します。

また、支援困難な課題に対し、専門的な知見からの助言・指導を得て適正に対応できるよう、障害者地域自立支援協議会の支援会議へアドバイザー派遣を実施する等、質の高いサービス提供への支援を行います。

15 感染症等の新たな課題に対する支援

新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した場合においても、障害福祉サービス事業所等が継続的にサービスが提供できる対策や支援に取り組むとともに、新しい生活スタイルの下、障害のある人とその家族が安心して生活できるよう、障害や障害のある人への理解のための啓発に取り組みます。

住まい・暮らし

16 グループホーム等の設置促進

地域生活への移行や親元からの一人暮らしに向け、障害のある人が地域で生活するための基盤となるグループホーム等の設置を促進するため、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や開設に当たり必要となる情報の運営法人に対する提供を行うとともに、公的な既存施設の活用について検討します。

17 地域での住まいの確保と住環境整備

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉用具等の利用を促進したり、自宅の改修をはじめ、公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するための取組を推進します。

18 障害のある人の家族への支援

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、その家族の負担軽減の視点も持って、地域における障害福祉サービスの充実や利用促進、研修会の実施や、関係団体とも連携した相談体制の整備等に取り組みます。

19 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実

障害のある人の希望を尊重し、その家族の思いや理解促進に十分に配慮しながら、行政、民間、地域の連携による地域生活への移行の促進に向けた仕組みを構築するとともに、地域移行支援と生活支援の提供体制の充実を図ります。

20 住み慣れた地域での生活を支える支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支える仕組みを作るために、「障害者地域自立支援協議会」において、支援関係機関の連携を強化し、地域の支援の輪を広げるとともに、複合的な課題のある人への重層的な支援を実施していくため、福祉・保健・医療・教育・労働等の各分野の関係機関が連携・協働する支援体制の構築に取り組みます。

また、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた地域生活支援拠点の整備に当たっては、地域における複数の機関が分担して機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を担う「面的整備型」を基本としつつ、共同生活援助や障害者支援施設等に地域で求められる複数の機能を付加した多機能型事業の促進についても検討を進めます。

こうした取組に当たっては、障害者団体や地域住民団体等との連携を密にすることで障害のある人に対して様々な角度からの支援を進めます。

＜第6期障害福祉計画＞

○施設入所者の地域生活への移行

項 目	成果目標及び考え方
令和5年度末までの 地域生活移行者数	令和元年度末入所者（1,225人）の2.6%以上（32人以上） を地域生活へ移行

※ 施設入所者数については、地域移行者数32人が地域移行したとしても、その数以上の施設入所希望者がいることから成果目標としては設定しないが、地域移行を支えるグループホームの設置推進や重度障害者に対する支援の充実等により、施設入所希望者が施設入所だけでなく、地域生活の継続という選択肢も持てるように取り組む。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目		成果目標及び考え方
1年以上 長期入院 患者数	65歳以上	これまでの減少率（10.8%）に基づき、1,243人以下と 目標値を設定する。
	65歳未満	これまでの減少率（18.5%）に基づき、248人以下と 目標値を設定する。
入院後3箇月時点の退院率		国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である69%以上と目標値を設定する。
入院後6箇月時点の退院率		国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である86%以上と目標値を設定する。
入院後1年時点の退院率		国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である92%以上と目標値を設定する。

○障害者の地域生活支援拠点等の整備

項 目	成果目標及び考え方
地域生活支援拠点等の 整備	<u>自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の 運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。</u>

○障害福祉サービス等の質の向上

項 目	成果目標及び考え方
<u>障害福祉サービス等の質 の向上を図るための取組 の実施</u>	<u>下記2点を実施することにより障害福祉サービス等の質 の向上を図る。</u> ①障害福祉サービス等に係る研修の実施 ②障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施

地域交流

21 地域とのつながりの構築

障害のある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、日頃から地域での交流を図るなど、顔の見える関係づくりが重要です。そのため、地域コミュニティの活性化を推進し、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に過ごすことができる地域コミュニティを実現することにより、障害のある人と地域との連携を深め、障害のある人の地域交流への参加を進めます。

また、障害のある人が、地域の学校等を訪問し、児童・生徒との交流を図り、障害や障害のある人への理解と認識を深める取組についても、引き続き進めます。

22 地域活動を支える担い手の育成

市民のボランティア活動への参加は、障害や障害のある人を正しく理解する貴重な機会であるとともに、障害のある人が、地域活動など様々な活動に参加する機会を拡大するものであるため、引き続き、市民参加の福祉ボランティア活動を進めます。

あわせて、障害のある市民を支援する人を対象にリハビリテーションに関する知識、技術の向上に向けた研修や交流セミナーを実施するなど、地域リハビリテーション推進の取組を進めます。

23 市民交流の促進

障害のある人となない人が交流する機会を創出するとともに、障害者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を積極的に支援していきます。

施策目標 3 安心して生活できる社会環境の整備

＜現状と方向性＞

- 障害のある人や難病患者が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療やリハビリテーションが受けられ、気軽に医学上の相談ができる体制などを充実することが必要です。また、ストレスの多い現代社会におけるこころの健康の保持増進など、様々な保健・医療が求められています。

障害の原因疾病の発生予防から、早期発見・早期支援、それぞれの障害特性等に応じた適切な保健・医療サービスの確保に努め、あわせて、障害のある人の健康づくりの推進に関する周知、啓発などに取り組むことが必要です。

- 新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、適切な対応を行うことが重要です。また、障害特性等から新しい生活スタイルを実践することで新たな支障が生じることもあります。新型コロナウイルス感染症の影響により生きづらさを抱える人への支援に加え、様々な配慮やサポートが必要な人がいることの市民理解への取組が必要です。

【中間見直しで新たにに取り組む課題】

- 「障害者生活状況調査」においては、精神障害者では、地域で生活していく上で必要なこととして、「具合が悪くなったら、いつでも診察してくれる病院・診療所」の回答が高くなっており、夜間であっても相談対応ができ、治療につなげられる精神科救急医療体制の更なる整備が求められています。
- 難病患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病患者に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等に取り組み、難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消等を図るとともに、難病患者等の持つ様々なニーズに対応し、医療機関をはじめとする地域の関係機関と連携した支援対策を一層推進する必要があります。

- 「障害者生活状況調査」においては、身体障害児・者のうち、「外出の際の問題点」として、「道路や駅に階段や段差が多い」と回答した人の比率は約4割、「道路に自転車などの障害物が多い」と回答した人の比率は約2割であり、前回調査同様の高い比率を占めています。

知的障害児・者については、「電車の遅れや急な停止、その他通常以外の事態が起こったときに、強い不安を感じたりパニックになったりする」と回答した人の比率が2割を超えており、ハード面からのユニバーサルデザインの取組を推進するのはもちろんのこと、障害のある人に声をかけて自発的にサポートするなどの「こころのバリアフリー」も進めていく必要があります。

- 実際に災害に巻き込まれた際に不安を感じることは、「障害のある人に対応した避難所の設置がない」、「避難所で投薬や治療を受けることが難しい」、「他の利用者に迷惑をかけてしまう」との回答割合が高く、障害に配慮のある設備面での充実に加え、周囲に気をつかわず安心して過ごせる避難所の設置（福祉避難所の増設など）や、避難所における医療的な支援の必要性が「障害者生活状況調査」の結果から明らかになっています。

大規模災害の発災直後に、行政が直接、救助活動を行うことは困難であり、災害が発生したとき、地域住民や障害福祉サービス事業者等による共助の取組も必要です。そのため、平常時から地域での交流が図られ、災害対応力を高めていくことが重要であり、京都の自治の伝統をいかした地域の互助機能と連動した防災体制の強化が求められています。

また、災害時に一般避難所での生活が困難な災害弱者のため、二次避難所として設置する「福祉避難所」について、協定を締結している施設との連携を深め、災害に備えて円滑に開設・運営が行えるよう準備を進めておくことが必要です。

- 意思表示能力に障害のある人が、本人の意図しない状況に陥ったり、権利が侵害されることのないよう、障害のある人が自らの考えに基づき選択、意思決定することの重要性を認識し、必要な対応を実施するとともに、権利利益の保護等のための事業・制度が適切に広く利用されることが重要です。

また、虐待は障害のある人の権利や尊厳を脅かすものであり、尊厳のある安定した生活が送れるよう、障害者虐待の未然防止と、早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

健康・医療

24 障害の要因となる疾病の早期発見・早期支援

障害の原因となる疾病の予防，二次障害，障害の重度化を防ぐため，乳幼児健診をはじめとする各種検査・検診や予防接種を実施するほか，受診を勧奨するなど，早期発見・早期治療と適切な支援につなげます。

25 障害に対する適切な保健医療体制の充実

身体障害の原因となる疾病の治療，地域生活を維持するのに必要な保健医療サービスなど，ライフステージや個々の身体状態に対応した体系的な保健医療体制の充実に努めます。

障害のある人に対し，身体障害の原因となる疾病の治療を支援するため，自立支援医療等各種の公費負担医療制度による支援を，引き続き行います。

26 いきいきと生活できるための健康づくりの推進

こころの健康づくりやスポーツなどを通じ，生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。

27 感染症等の新たな課題に対する支援（再掲）

こころの健康

28 こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発

誰もがなりうる可能性のあるうつ病などのこころの病について，こころのふれあいネットワークや講演会の開催等を通じて，正しい知識の普及啓発活動を推進し，精神疾患に対する理解を深める取組を進めていきます。

29 医療や相談支援体制の充実

精神疾患のある方が地域で安心して生活していくためには，夜間も含めた救急時の医療の確保や適切な支援につながるような相談支援体制が必要です。引き続き，精神科救急医療体制の整備や保健福祉センターをはじめとした身近な相談支援体制の充実に図ります。

また，アルコール健康障害をはじめとする依存症についても，医療や相談支援体制の充実に図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により生きづらさを抱える人への相談支援についても取り組みます。

難病支援

30 難病に対する理解促進

難病には様々な症状があること、症状に変動があることなど、一般的には理解されにくい特性があるため、難病患者やその家族だけでなく、社会全体の難病に対する理解を促進するため、専門の医師・看護師などによる相談会や医療講演会の実施や患者間の交流の促進及び情報発信等の取組を進めていきます。

31 難病患者への支援体制の構築

難病患者への相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点である難病相談支援センターについて、京都府と協調して共同設置することにより、支援体制を構築します。

32 難病患者への支援の充実

症状に波がある中、療養生活を送る難病患者に対し、保健福祉センターの保健師等が家庭訪問等により支援するとともに、支援の対象となる難病の種類の拡充に向けて、国に要望を行っていきます。

ユニバーサルデザイン

33 ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及

障害のある人もない人もすべての人が、まちづくり、ものづくり、情報・サービス提供などのあらゆる分野で、個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる社会環境づくりを目指して、みやこユニバーサルデザインの普及啓発を進めます。

34 人にやさしいまちづくりの推進

京都に住む障害のある人もない人も、すべての人が暮らしやすいのはもちろんのこと、京都を訪れた人も快適に過ごせるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を更に進めていきます。

35 こころのバリアフリーの普及

道路や建物等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声掛けや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。

災害対策**36** 地域における見守り活動の推進

障害のある人の地域での孤立を防ぐため、地域の福祉団体等の協力を得て、平常時から障害のある人等に対する見守り活動を推進していくことを通じて、地域とのつながりを深め、緊急時においても円滑に安否確認や避難行動等が行えるように取組を進めていきます。

37 コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達

災害時には、特に視覚障害や聴覚障害のある人に災害情報が伝わりにくい実態があり、確実に情報が伝達できる仕組みを構築していきます。

38 災害時における支援体制の充実

障害のある人等が、災害時に避難した先でできる限り安心して生活が送れるよう避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備を進めていきます。

また、災害時において、障害のある人への配慮等についての認識を深めるため、障害のある人や支援団体等も参加する訓練等を実施します。

権利擁護**39** 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進（再掲）**40** 障害者虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の防止に向け、市民や障害福祉サービス事業者等に対して、虐待に関する正しい知識の普及や通報義務等の広報・啓発、意識向上を促進する研修を実施し、虐待の未然防止や早期発見につなげるとともに、通報受付後には、関係機関と連携を図り、迅速な安全確保や適切な支援などに取り組んでいきます。

41 成年後見制度の利用等の推進

意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、障害のある人が、自らの考えで選択し、自己決定するための支援を行うとともに、意思表示能力に障害があるために契約行為等が困難な方が、日常生活に支障が生じることのないよう、日常生活自立支援事業や、成年後見制度等の利用支援、市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などに取り組んでいきます。

施策目標 4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

＜現状と方向性＞

- 障害のある人もない人も誰もが誇りをもって、いきいきと満足度の高い生活を送るためには、地域の人々との協働やボランティア活動等により、住みなれた地域社会の中で積極的に社会参加できる場や機会が得られ、幅広く交流が図られることが大切です。
- 近年、文化芸術分野において障害のある人の作品に対する関心が高まっており、その個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されています。本市においても、障害のある人の生活にうるおいを与えるものとして、また自己表現の場として、文化芸術活動は欠かせないものであり、関係機関とも連携して、芸術・文化活動を促進するとともに、発表の場の確保、創作活動の場の提供、更には作品の二次利用による商品化等の取組を進めます。
- 障害のある人の体力の維持・向上や、機能回復と充実した生活を送るため、スポーツの機会をもつことは大切なことであり、本市においても、これまでも、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめる機会や競技の場の確保に努めてきました。
今後、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、障害者スポーツへの関心が高まることが想定されることから、障害者スポーツに関する情報提供や、スポーツに親しむ機会の提供など障害者スポーツの更なる振興に努めます。
- 就労は、経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいをもつという意義もあります。意欲と能力と適正、またライフステージに応じ、関係機関が連携して障害のある人の一般企業等への就労（一般就労）を促進していく必要があります。
障害のある人の就労支援については、国においても重要な取組となっており、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化され、障害者法定雇用率の算定式に精神障害者を追加することと併せて、障害者の法定雇用率が引き上げられるなど、更なる取組が求められています。

- 一般就労が困難な人にとって、福祉的就労は重要な「働く場」ですが、相対的に工賃はまだ低い状況にあります。障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あがた発注の拡大などによる福祉的就労の底上げを図ります。
- また、「障害者生活状況調査」において、「就労している（していた）」と回答した男女の割合が、身体障害者や高次脳機能障害のある人で、女性は男性の5割、発達障害のある人で、女性は男性の6割となっています。
今後、複合的に困難な状況におかれている女性障害者に対する一層の支援が求められます。

社会参加

42 社会的活動への参加促進

自らの意思と選択によって、ライフステージのあらゆる場面で、それぞれの興味・関心に応じて、社会的活動に参加できるよう、障害のある人の社会参加への意欲を高めるための啓発を行うとともに、社会参加を支援する取組を進めます。

43 社会的活動に参加しやすい環境の整備

障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、市バス・地下鉄やタクシー等の経済的な負担軽減や、障害のある人の居場所づくりや、観光していただけるコースの紹介など、ハード面だけでなく、ソフト面からも社会参加しやすい環境を整備します。

44 障害者自身による主体的な社会活動の支援

障害のある人の自主的な活動を推進するため、同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど、お互いに支え合うピアサポート活動等を推進します。

文化・スポーツ

45 文化芸術活動の振興

障害のある人が、文化芸術活動に参加できるよう、新たな創作活動の掘り起こし、創作活動の場の提供、発表の場の確保、更には作品の二次利用による商品化等、障害者芸術の活性化に取り組みます。

46 障害者スポーツの振興

障害者スポーツに関する情報発信により、障害者スポーツに対する理解の促進を図るとともに、より多くの障害のある人が、スポーツに親しむことができるよう、裾野拡大と競技力向上の両面から障害者スポーツの振興を進めます。

47 支援する担い手の育成

障害のある人が文化芸術活動に参加する機会を提供するため、創作活動等の場づくりを支援する担い手を育成するとともに、障害者スポーツの普及に向け、障害者スポーツを指導できる人材の育成に努めます。

就労

48 一般就労の促進

京都市障害者就労支援推進会議を中心に、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携して、障害のある人への就労支援を推進するほか、障害のある人が一般企業等で継続的に就労できる力を養えるよう、職業能力の開発や職場実習をはじめとする一般就労へのステップアップの機会の確保等に取り組みます。総合支援学校においても、引き続き、学校での学習と企業等での実習を結びつけた「デュアルシステム」や働くことの基盤となる力である自己肯定感を育む「地域協働活動」など、関係団体や関係機関と連携した様々な取組を推進します。

あわせて、障害福祉サービス事業所など、支援する担い手の「障害のある人を支える力」の向上も図るとともに、伝統産業、農業、文化芸術などの新たな分野への雇用促進に取り組みます。

また、重度障害のある人や視覚障害のある人が支援を受けながら働くことができる取組を進めます。

49 定着支援の充実

障害のある人が就職し、職場に適応し定着するためには、就労に伴う環境変化により生じた課題解決に向けた取組も重要です。そのため、それらの課題に対応できるよう、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等とも連携し、必要な支援を行います。

50 福祉的就労の底上げ

障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あがた発注の拡大などによる利用者の工賃向上に取り組むなど、福祉的就労の底上げを図っていきます。

<第6期障害福祉計画>

○障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

項 目	成果目標及び考え方
一般就労への移行者数	これまでの実績に基づき、令和元年度実績の 1.27 倍以上（364 人以上）と目標を設定する。
就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用率	国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため、国指針と同じ数値である7割以上と目標値を設定する。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため、国指針と同じ数値である全体の7割以上と目標値を設定する。

※ 福祉施設から一般就労への移行については、総体として評価すべきと考えることから、個別のサービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）における目標設定は行わないこととします。なお、福祉施設から一般就労への移行における実績の内訳として、各サービスの利用状況については、把握していきます。

施策目標 5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実**＜現状と方向性＞**

- 発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで障害があると思われていなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。

また、発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携が必要です。

- 重度の肢体不自由と知的障害が重複した状態にある子ども（以下「重症心身障害児」という。）や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が安心して適切なサービスが受けられるよう、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスや児童発達支援の設置促進はもとより、福祉・保健・医療・教育等の関係者が連携し、医療的ケア児に必要なサービス利用に繋げていく支援の仕組みづくりが必要です。

- 本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」に掲げる施策を着実に推進することはもちろん、両プランが連携して取組を推進していく必要があります。

- 障害のある子どももいない子どもも共に集団生活の中で社会への適応能力を身につけることが大切です。

住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりが必要です。

- 障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。

早期発見・早期支援

51 関係機関との連携による早期発見・早期支援

子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。

52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援を早期に受けられることができるよう、児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。

また、障害児入所施設についても、地域において、虐待を受けた児童の対応を含め、果たすべき役割の検討を進めるとともに、入所している児童が十八歳以降も適切な場所で適切な支援を受けられることができるよう、適切な時期に必要な協議が行われる体制整備に努めます。

特性や状況に応じた支援の提供

53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討

医療的ケア児等コーディネーターの役割をはじめ、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて、福祉・保健・医療・教育等の関係者による協議の場において、検討します。

重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。

また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実を図ります。

54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組みます。

また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。

相談・支援・連携体制の強化**55 障害児相談支援の充実**

区役所・支所の子どもはぐくみ室や障害保健福祉課，児童福祉センター，教育相談総合センター（こども相談センターパトナ），総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」など相談体制の充実を図ります。

また、サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ、専門的見地による障害児相談支援の拡充を進め、子どもにとって適切なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。

56 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）**57 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進**

幼稚園，保育園，認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や，放課後等デイサービス，タイムケア事業所と児童館，学校との連携等，就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう，仕組みづくりを行います。

障害のある子どもが，集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう，引き続き，幼稚園，保育園，認定こども園等において受入れを推進するとともに，放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう，児童館，学童保育所，放課後まなび教室等における支援の充実を図り，地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また，障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。

- 58 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進
妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進
めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に
掲げるすべての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・
子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京
都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求め
るなど、両プランが連携した取組を推進していきます。

一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 59 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に
基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行**います**。
また、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、対象が
一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学
級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとってわ
かりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配
慮の取組の充実を図ります。また、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域
や同じクラスの仲間として共に学び、支えあえるような交流・共同学習をさ
らに推進します。

- 60 一人一人のニーズに応じた教育の実施
自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援
を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室を
はじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー等の
専門家及びICT技術の活用も含めた支援体制の充実を図るとともに、就学
前施設からの「就学支援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括
支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、幼稚園、保育園、認
定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福
祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。

＜第2期障害児福祉計画＞

○障害児支援の提供体制の整備等

項 目	成果目標及び考え方
児童発達支援センターの設置	本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	本市においては、既に市内に12箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。
難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築	本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核として必要な連携等を進める。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3箇所）、放課後等デイサービス（6箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、 <u>医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。</u>

共生社会の実現に向けて（施策一覧）

基本方針：障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

重点目標 1

「重複障害」や「**重度障害**」への適切な対応、**ひきこもりに対する支援などの**など、複合的支援を充実します

重点目標 2

障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合差別解消の視点をもって施策を推進します

重点目標 3

地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します

重点目標 4

特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します

1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

「社会モデル^{*}」の考え方に基いた障害や障害のある人への正しい理解の普及と、障害のある人が地域生活を送る上での「合理的配慮」等について広報・啓発します。

^{*}「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと

啓 発

- 【施策】
- 市民等に対する啓発・広報活動の推進
 - 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進
 - 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

相談支援

- 【施策】
- 相談支援体制の充実
 - 専門相談機能の充実
 - 切れ目のない支援の提供
 - ★ひきこもり等複合的な課題に対する支援

意思疎通支援・情報保障

- 【施策】
- 意思疎通支援の充実
 - ★視覚障害者等の読書環境の整備の推進
 - 行政情報における合理的配慮の推進

手 話

- 【施策】
- 手話に対する理解促進及び普及
 - コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備

2 地域で自立して生活できる仕組みづくり

ニーズに応じた福祉サービス等の提供体制の確保、ボランティアや事業所等の支える担い手の育成、ソーシャルビジネスの活用等、重度の重複障害をはじめ、すべての障害のある人が地域で自立して生活できるよう様々な取組を進めます。

福祉サービス

- 【施策】
- 障害福祉サービス等の量等の充実
 - 障害福祉サービス等の質の向上
 - ★感染症等の新たな課題に対する支援

住まい・暮らし

- 【施策】
- グループホーム等の設置促進
 - 地域での住まいの確保と住環境整備
 - 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実
 - 住み慣れた地域での生活を支える体制の充実
 - ★**障害のある人の家族への支援**

地域交流

- 【施策】
- 地域とのつながりの構築
 - 地域活動を支える担い手の育成
 - 市民交流の促進

5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

早期発見・早期支援を基本に、特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育が受けられるよう、相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。

早期発見・早期支援

- 【施策】
- 関係機関との連携による早期発見・早期支援
 - 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

3 安心して生活できる社会環境の整備

地域における見守り活動の推進など、安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

健康・医療

- 【施策】
- 障害の原因となる疾病の早期発見・早期支援
 - 障害に対する適切な保健医療体制の充実
 - いきいきと生活するための健康づくりの推進
 - ★感染症等の新たな課題に対する支援（再掲）

こころの健康

- 【施策】
- こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発
 - 医療や相談支援体制の充実

難病支援

- 【施策】
- 難病に対する理解促進
 - 難病患者への支援体制の構築
 - 難病患者への支援の充実

ユニバーサルデザイン

- 【施策】
- ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及
 - 人にやさしいまちづくりの推進
 - こころのバリアフリーの普及

災害対策

- 【施策】
- 地域における見守り活動の推進
 - コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達
 - 災害時における支援体制の充実

権利擁護

- 【施策】
- 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進（再掲）
 - 障害者虐待防止の取組の浸透
 - 成年後見制度の利用等の推進

4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

障害のある人が、生きがいをもち、それぞれの能力を発揮できるよう産学福公が連携し、環境整備を進めます。

社会参加

- 【施策】
- 社会的活動への参加促進
 - 社会的活動に参加しやすい環境の整備
 - 障害者自身による主体的な社会活動の支援

文化・スポーツ

- 【施策】
- 文化芸術活動の振興
 - 障害者スポーツの振興
 - 支援する担い手の育成

就 労

- 【施策】
- 一般就労の促進
 - 定着支援の充実
 - 福祉的就労の底上げ

特性や状況に応じた支援の提供

- 【施策】
- 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
 - 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

相談・支援・連携体制の強化

- 【施策】
- 障害児相談支援の充実
 - 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）
 - 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
 - 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 【施策】
- インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
 - 一人一人のニーズに応じた教育の実施

★は、中間見直しで追加した項目

3 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み

＜第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画＞

(1) 訪問系サービス

(上段：利用者数，下段：延べ利用時間数（1月当たり）)

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護等	5,394 人	5,624 人	5,854 人	6,083 人
	249,904 時間	262,636 時間	275,368 時間	288,099 時間

(2) 日中活動系サービス等

(上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1月当たり）)

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	3,482 人	3,539 人	3,595 人	3,651 人
	58,235 人日	58,370 人日	58,505 人日	58,640 人日
自立訓練 (機能訓練)	46 人	49 人	51 人	53 人
	458 人日	479 人日	500 人日	521 人日
自立訓練 (生活訓練)	200 人	202 人	204 人	206 人
	2,659 人日	2,617 人日	2,575 人日	2,533 人日
就労移行支援	459 人	485 人	512 人	539 人
	7,695 人日	8,078 人日	8,460 人日	8,842 人日
就労継続* 支援A型	832 人	888 人	945 人	1,002 人
	16,457 人日	17,519 人日	18,580 人日	19,641 人日
就労継続* 支援B型	3,431 人	3,577 人	3,724 人	3,871 人
	56,485 人日	57,926 人日	59,367 人日	60,808 人日
就労定着支援	122 人	162 人	172 人	182 人
療養介護	213 人	213 人	213 人	213 人
短期 入所	医療型	76 人	79 人	82 人
		268 人日	285 人日	302 人日
	福祉型	904 人	955 人	1,006 人
		4,253 人日	4,365 人日	4,477 人日

* 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。(A型は、原則として雇用契約による就労で、B型は原則として雇用契約によらない就労となります。)

(3) 居住系サービス

区 分	2 年度(見込)	3 年度	4 年度	5 年度
自立生活援助* ¹	8 人	8 人	8 人	8 人
グループホーム	786 人	856 人	926 人	996 人
施設入所支援	1,219 人	1,219 人	1,219 人	1,219 人

グループホームについては、地域生活への移行者数や入居希望者数を念頭に今後は毎年 70 人の増加を見込みます。

* 1 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うもの。

(4) 相談支援 (1 月当たり)

区 分	2 年度(見込)	3 年度	4 年度	5 年度
計画相談支援* ²	1,803 件	1,890 件	2,056 件	2,222 件
地域移行支援	3.2 件	7.3 件	7.3 件	7.3 件
地域定着支援	34.0 件	34.2 件	36.9 件	39.5 件

* 2 障害のある人がサービスを計画的に利用し生活の質を更に向上させるため、生活全体の課題や目標を踏まえた総合的な計画であるサービス等利用計画の作成をするとともに、継続的にその計画の実施状況の検証(モニタリング)を行い、サービスの見直し等を行うもの。

(5) 発達障害者支援

区 分	2 年度(見込)	3 年度	4 年度	5 年度
地域協議会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回
相談支援	2,797 件	2,797 件	2,797 件	2,797 件
関係機関への助言	23 件	23 件	23 件	23 件
研修・啓発	56 件	56 件	56 件	56 件
支援プログラム等の受講者数【新規】	45 人	45 人	45 人	45 人
ペアレントメンターの人数【新規】	20 人	20 人	20 人	20 人

本市では、発達障害者支援連携協議会を、発達障害者支援法に規定する地域協議会に位置付けており、発達障害者支援センター、幼児児童生徒支援、就労支援の 3 つの課題別に設置された部会等における発達障害者支援の実施状況の報告のため、地域協議会を年 1 回開催すると見込んでいます。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	13人	13人	13人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	5人	5.6人	5.6人	5.6人
精神障害者の地域定着支援	38人	34.3人	37.0人	39.3人
精神障害者の共同生活援助	273人	287人	302人	317人
精神障害者の自立生活援助	6人	5人	5人	5人
精神病床における退院患者の退院後の行き先				
一人暮らし・家庭	49人	62人	62人	62人
グループホーム等の居住系サービス	41人	52人	52人	52人
転院、院内転科	213人	251人	251人	251人
その他（死亡による退院を含む）	228人	280人	280人	280人

(7) 障害児支援

(上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1月当たり）)

区 分	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
放課後等 デイサービス	3,157 人	3,221 人	3,324 人	3,431 人	3,540 人	3,654 人	3,770 人
	37,478 人日	38,652 人日	39,888 人日	41,172 人日	42,480 人日	43,848 人日	45,240 人日
児童発達支援	2,200 人	2,354 人	2,429 人	2,506 人	2,586 人	2,668 人	2,752 人
	11,514 人日	14,124 人日	14,574 人日	15,036 人日	15,516 人日	16,008 人日	16,512 人日
障害児相談支援	87 人	173 人	203 人	234 人	241 人	249 人	257 人
障害児入所施設	55 人	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人
医療型児童発達支援	0 人	89 人	92 人	95 人	98 人	101 人	105 人
	0 人日	534 人日	552 人日	570 人日	588 人日	606 人日	630 人日
保育所等訪問支援	26 人	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
	19 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
居宅訪問型 児童発達支援	4 人	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
	7 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
医療的ケア児に対す る関連分野の支援を 調整するコーディネ ーター	9 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要量の見込みを超える場合には、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 に基づき、事業所指定を行わない場合があります。

＜参考＞障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて

障害児支援に関するサービス量のほか、「京都市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」における量の見込みの数値から、保育園（所）や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの数値についても参考に設定します。

【各事業において障害児として認定している割合（令和元年度）】

	児童数 (A)	障害児の数 (B)	割合 (B／A) ①
保育園（所） (認定こども園を含む)	37,320	1,751	4.7%
放課後児童健全育成事業	14,657	938	6.4%

【保育所等に係る利用ニーズのうち、障害児に係る数値】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園（所） (認定こども園を含む)	a 量の見込み（現行プラン）	36,356	36,086	36,131
	b (①で算出した割合)	4.7%		
	障害児に係る数値 (a × b)	1,709	1,696	1,698
放課後児童健全育成事業	a 量の見込み（現行プラン）	15,245	15,558	15,641
	b (①で算出した割合)	6.4%		
	障害児に係る数値 (a × b)	976	996	1,001

4 地域生活支援事業の実施に関する事項<第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画>

各年度における事業の種類ごとの量の見込み，実施に関する考え方等について，下記のとおり定めます。（単位は年間の数）

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容，実施の考え方，見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(1) 相談支援事業									
① 障害者相談支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		障害者地域生活支援センターを設置し，相談，福祉サービス利用の援助，ケアプラン作成，関係機関のネットワークづくり等を行う。
地域自立支援協議会	5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		障害者福祉の関係者による連携及び支援に関する仕組みを整備し，相談支援体制を強化する。
障害児等療育支援事業	2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		障害のある市民の自宅を訪問して療育訓練を行うとともに，保育園(所)や障害福祉サービス事業所等の職員に対して療育指導を行う。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	5 箇所		5 箇所		5 箇所		5 箇所		障害者地域生活支援センターのうち圏域に応じた5箇所に対して，地域の相談支援事業者に対する研修会の企画運営，専門的な指導・助言等の基幹相談支援機能を付加する。
③ 住宅入居等支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		一般住宅入居希望者に，必要な調整等の支援を行う。
(2) 権利擁護支援事業									
成年後見制度利用支援事業		19 件		19 件		19 件		19 件	生活保護受給世帯等経済的困窮者に係る審判申立・後見人報酬の助成を行う。 ※件数は申立件数の見込み
障害者虐待防止対策支援事業		207 人		1,400 人		1,400 人		1,400 人	新規事業所説明会等において，制度の周知・啓発を行う。

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(3) コミュニケーション支援事業									
① コミュニケーション支援事業		12,973 件		12,973 件		12,973 件		12,973 件	※①派遣事業及び②手話通訳者設置事業の合計
派遣事業		4,931 件		4,931 件		4,931 件		4,931 件	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員の派遣を行う。 ※失語症者向け意思疎通支援は、市域を含め京都府において実施
手話通訳者設置事業	14 箇所	7,157 件	14 箇所	7,157 件	14 箇所	7,157 件	14 箇所	7,157 件	手話通訳者の設置を行う。 ※件数は手話通訳者の相談件数の見込み
② 養成事業 (専門性の高い意思疎通支援)		46 人		96 人		100 人		104 人	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の各養成講座を行う。 ※修了者数見込み ※失語症者向け意思疎通支援は、市域を含め京都府において実施
③ 奉仕員等養成研修事業		378 人		760 人		764 人		768 人	音訳・点字・手話等の奉仕員の養成研修を行う。 ※参加者数見込み
(4) 日常生活用具給付等事業 (①～⑥)		35,645 件		35,913 件		36,180 件		36,447 件	重度障害のある市民に日常生活用具の給付・貸与を行う。
① 介護・訓練支援用具		135 件		135 件		135 件		135 件	身体介護を支援する用具等
② 自立生活支援用具		482 件		482 件		482 件		482 件	入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具		397 件		403 件		409 件		415 件	在宅療養等を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具		411 件		431 件		451 件		471 件	情報収集・伝達、意思疎通を支援する用具
⑤ 排泄管理支援用具		34,174 件		34,411 件		34,647 件		34,883 件	ストーマ装具等の排泄管理を支援する用具
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		46 件		51 件		56 件		61 件	居宅生活動作等を円滑にするための住宅改修
(5) 移動支援事業	432 箇所	3,520 人	483 箇所	4,030 人	510 箇所	4,070 人	537 箇所	4,110 人	個別支援を基本として、社会参加、余暇活動のための外出支援を行う。 ※人数、時間は各年度3月の見込み
		34,798 時間/月		40,360 時間/月		39,458 時間/月		38,572 時間/月	

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(6)地域活動支援センター (機能強化型Ⅱ型)	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	従前のデイサービスと同様の事業内容で実施する。
(7)発達障害者支援センター運営事業	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	関係機関と連携しながら、発達障害のある市民への支援を強化していく。 ※相談件数見込み
(8)理解促進啓発事業	中止		7,800 人		7,800 人		7,800 人		ほほえみ広場の来場者数
(9)自発的活動支援事業									
① ほほえみ交流活動支援事業	22回		55回		55回		55回		ほほえみ交流活動支援事業の実施回数
② こころのふれあい交流サロン 運営事業	13 箇所		13 箇所		13 箇所		13 箇所		精神障害のある市民の孤立を防ぎ、ボランティア活動を希望する市民に参加の機会を提供する等、交流の場（サロン）を設置する（13 箇所中 2 箇所は、サロンを運営するとともに、専門職等による相談支援を行う機能強化サロン）。
③その他	3 事業		3 事業		3 事業		3 事業		障害のある市民等が自発的に行うピアサポートやボランティア等の活動への支援事業を行う。
(10)精神障害のある方への支援									
① 精神障害者地域生活支援 広域調整等事業	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	精神障害者地域移行・地域定着事業におけるピアサポートの活用（普及啓発活動の実施）回数、参加者数
② 発達障害者支援地域協議会 による体制整備事業	1 箇所		1 箇所		1 箇所		1 箇所		発達障害者支援連携協議会を発達障害者支援法に規定する地域協議会へ位置付け。

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(11) その他の事業									
① 福祉ホーム事業	3 箇所		3 箇所		3 箇所		3 箇所		低額で居室等を提供し、管理人が日常生活に必要な支援を行う。
② 盲人ホーム事業	1 箇所		1 箇所		1 箇所		1 箇所		視覚障害のある市民に、あんま、はり、きゅうの就労の場を提供する。
③ 訪問入浴サービス事業	87 人分		95 人分		103 人分		111 人分		居宅や施設での入浴が困難な方などに、訪問入浴サービスを提供する。
④ 生活訓練等事業	6 事業		6 事業		6 事業		6 事業		日常生活上必要な訓練や指導を行う。
⑤ 日中一時支援事業	467 人分		477 人分		487 人分		497 人分		施設で一時的に介護等のサービスを提供する（宿泊を伴わない）。
⑥ 社会参加促進事業									
ア スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	8 件		11 件		11 件		11 件		障害別体育大会、全京都障害者総合スポーツ大会等を開催する。
イ 芸術文化講座開催等事業	4 回		4 回		4 回		4 回		障害者週間のポスター展、京都とっておきの芸術祭を開催する。
ウ 点字・声の広報等発行事業	3 種類 15 箇所		3 種類 15 箇所		3 種類 15 箇所		3 種類 15 箇所		「障害保健福祉のしおり」等の点字、音訳、拡大版を作成、設置する。
エ 自動車改造助成事業	12 件		12 件		12 件		12 件		身体障害のある市民の自動車改造費用の一部を助成する。

第6章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進体制

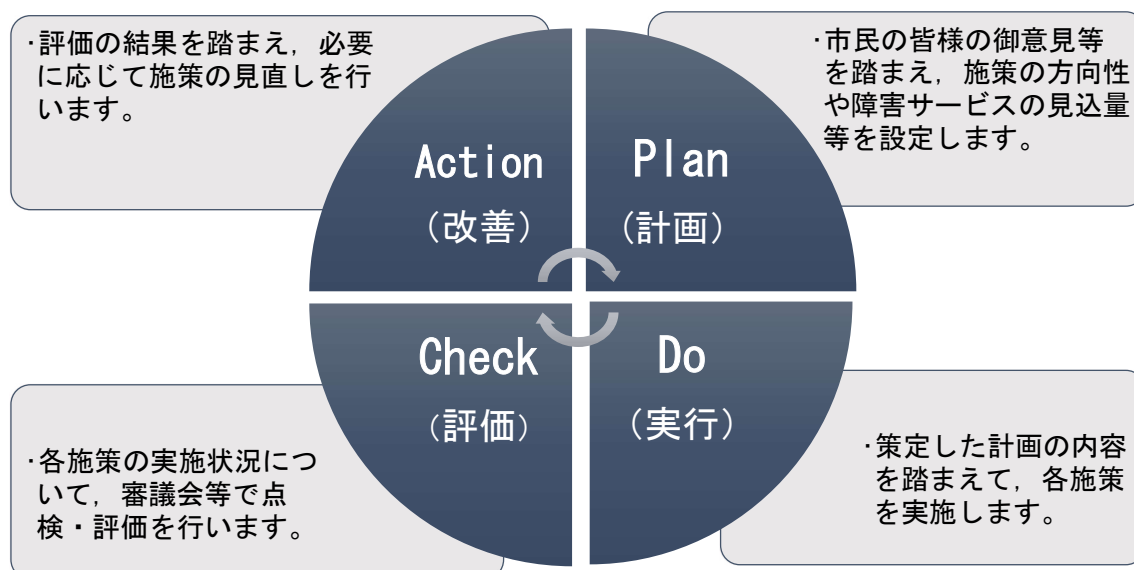
このプランは、その範囲が福祉、保健、生活環境、雇用・就労、地域活動などの広範な分野にわたっているため、関係局・区間の相互の調整を十分に行い、全庁的な体制の下、計画を推進します。

また、プランの実効性を確保するため、毎年度このプランに基づく施策の進捗状況を「京都市障害者施策推進審議会」に報告し、そこで得られた意見を次年度以降の取組に反映させるとともに、ホームページ等で市民に公表します。

2 PDCAサイクルによる計画の見直し

本市では、今後6年間、この計画に基づき施策を推進していきますが、社会情勢やニーズの変化や国の動向も踏まえ、定期的に計画に掲げる施策について、点検・評価を行うとともに、その結果を各施策の実施方法に反映したり、必要に応じて施策の展開の見直しを行うためのPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））により、プランの内容について不断の見直しを行い、新たな課題にも柔軟に対応します。

【PDCAサイクル】



参考資料

国の基本指針

（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号））

○ 成果目標（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

		基本指針に定める目標値
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	① 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上 ② 令和5年度末の施設入所者数 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上 ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 国が提示する式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点） ・令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上 ・令和5年度における入院後6か月時点の退院率については86%以上 ・令和5年度における入院後1年時点の退院率については92%以上
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値 ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上 ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。 ② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値 ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
(5)	障害児支援の提供体制の整備等	① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特

		別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保 ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保 ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(6)	相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保 ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築 ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 - 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 - 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込み ・指導監査結果の関係市町村との共有 - 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込み

○ サービス見込量（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

項 目		内 容
訪問系サービス	居宅介護等	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
日中活動系サービス	生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	自立訓練（機能訓練）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労移行支援	
	就労継続支援A型	
	就労継続支援B型	
	就労定着支援	
	療養介護	

	短期入所（福祉型、医療型）	
居住系サービス	自立生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	施設入所支援	施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定
	地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定
相談支援	計画相談支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	地域移行支援	
	地域定着支援	
障害児支援	児童発達支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、利用が見込まれる障害児の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	保育所等訪問支援	
	居宅訪問型児童発達支援	
	福祉型障害児入所施設	
	医療型障害児入所施設	
	障害児相談支援	
発達障害者支援	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	
	発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定
	発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者支援センター等による相談支援や助言が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案して、必要な研修、啓発件数の見込みを設定
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定
	ペアレントメンターの人数	現状の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、人数の見込みを設定
	ピアサポートの活動への参加人数	現状の活動状況及び発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定
	精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	精神障害者の地域定着支援	
	精神障害者の共同生活援助	
	精神障害者の自立生活援助	
	精神病床における退院患者の退院後の行き先	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定

京都市障害者施策推進審議会条例

平成6年3月10日
条例第42号

(設置)

第1条 障害者基本法第36条第1項に規定する審議会として、京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成24年5月28日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項中「25人」を「35人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(平成24年5月28日規則第8号で平成24年5月28日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。

3 改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する

京都市障害者施策推進審議会 委員名簿

(令和2年6月26日現在)

氏 名	所 属 団 体 等	備考
1 岡田 まり	立命館大学教授(産業社会学部)	会長
2 赤穂 美栄子	特定非営利活動法人京都難病連 京都わらび会 会計	
3 石川 一郎	株式会社京都新聞社 論説委員長	
4 石田 美加	市民公募委員	
5 岩井 浩	京都腎臓病患者協議会 事務局長	
6 上田 哲久	ピープルファースト京都 代表	
7 梅景 圭子	高次脳機能障害支援家族会里やま 副会長	
8 岡 千栄子	公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会 会長	
9 岡田 康平	京都弁護士会	
10 岡田 多栄子	公益社団法人京都府視覚障害者協会 副会長	
11 岡田 幸美	京都市聴覚障害者協会 福祉対策委員長	
12 岡田 嘉子	京都精神保健福祉施設協議会 副会長	
13 緒方 由紀	佛教大学教授(社会福祉学部)	
14 岡本 弥一郎	京都市民生児童委員連盟 庶務担当理事	
15 岡本 慶子	京都精神神経科診療所協会 理事	
16 岡山 祐美	日本自立生活センター ピアカウンセラー	
17 加納 恵子	関西大学教授(社会学部)	
18 川端 一彰	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 理事長	
19 小坂 義夫	特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会 副理事長/事務局長	
20 酒伊 良行	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会 理事	
21 島崎 明子	京都ダウン症児を育てる親の会(トライアングル) 事務局員	
22 清水 一史	社会福祉法人京都総合福祉協会 京都障害者就業・生活支援センター 主任	
23 高橋 滋	一般社団法人京都府医師会 理事	
24 中村 里美	特定非営利活動法人京都頸髄損傷者連絡会 企画・会計担当	
25 橋本 英憲	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会 理事長	
26 長谷川 唯	京都ユーザーネットワーク	
27 林 薫	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会 会長	
28 樋口 幸雄	京都知的障害者福祉施設協議会 会長	
29 古川 暁子	一般社団法人京都精神科病院協会(医療法人栄仁会宇治おうばく病院医局精神科医長)	
30 宮内 賀永子	京都府自閉症協会 事務局長	
31 村井 文枝	きょうされん京都支部 副組織委員長	
32 八十島 美奈子	京都市居宅介護等事業連絡協議会 理事	
33 横井 真	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 地域福祉推進室地域支援部長	
34 吉田 利重子	一般社団法人手をつなぐ育成会 理事	
35 吉村 安隆	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会 政策部会担当	

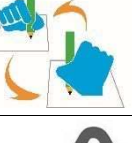
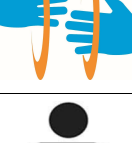
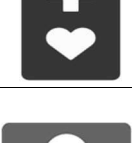
※会長を除き五十音順。敬称略。

京都市障害者施策推進審議会作業検討部会 委員名簿

氏 名		所 属 団 体 等	備考
1	岡田 まり	立命館大学教授（産業社会学部）	部会長
2	赤穂 美栄子	特定非営利活動法人京都難病連 京都わらび会 会計	
3	梅景 圭子	高次脳機能障害支援家族会里やま 副会長	
4	岡田 多栄子	公益社団法人京都府視覚障害者協会 副会長	
5	岡田 幸美	京都市聴覚障害者協会 福祉対策委員長	
6	小坂 義夫	特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会 副理事長・事務局長	
7	清水 一史	京都障害者就業・生活支援センター 主任	
8	長谷川 唯	京都ユーザーネットワーク	
9	林 薫	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会 会長	
10	樋口 幸雄	京都知的障害者福祉施設協議会 会長	
11	宮内 賀永子	京都府自閉症協会 事務局長	
12	村井 文枝	きょうされん京都支部 副組織委員長	
13	八十島 美奈子	京都市居宅介護等事業連絡協議会 理事	
14	吉田 利重子	一般社団法人京都手をつなぐ育成会 理事	
15	吉村 安隆	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会 連合会政策（渉外） 部会担当	

※部会長を除き五十音順。敬称略。

障害に関するマーク

障害者のための 国際シンボル マーク		障害のある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 【関連機関】（公財）日本障害者リハビリテーション協会
子ども車いす マーク		病気や障害があつて「子ども車いす」でしか移動できない方などが、外観ではベビーカーと判別しにくいいため、車いすの車体等に表示しています。 子ども車いすは、ベビーカーのように畳んで移動することができません。 【関連機関】（一社）mina family
身体障害者標 識		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割込みは禁止されています。 【関連機関】 警察庁、京都府警本部
視覚障害者の ための 国際シンボル マーク		世界盲人連合で 1984 年に制定された視覚障害者のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。 【関連機関】（福）日本盲人福祉委員会
聴覚障害者標 識		政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは、禁止されています。 【関連機関】 警察庁、京都府警本部
耳マーク		聴覚障害があることを示す、国内で使用されているマークです。 聴覚障害のある方は外見からは分からないため、聴覚障害への理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。 【関連機関】（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
筆談マーク		相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。 対象：筆談を必要としている人 意味：「筆談で対応をお願いします」、「筆談で対応します」等 【関連機関】（一財）全日本ろうあ連盟
ヒアリングル ープマーク		補聴器等を使用されている方の「聞こえ」を支援する「ヒアリングループ」が設置されていることを示します。 【関連機関】（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
手話マーク		5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。 対象：ろう者等、手話を必要としている人 意味：「手話で対応をお願いします」、「手話で対応します」等 【関連機関】（一財）全日本ろうあ連盟
オストメイト マーク		人工肛門・人工膀胱を使用している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 【関連機関】（公財）交通エコロジー・モビリティ財団
ほじょ犬マ ーク		身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもとより、デパートやレストラン等の施設や一定規模以上の民間事業所で補助犬が同伴できることとなっています。 【関連機関】 厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室
ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのマークです。 【関連機関】 京都府健康福祉部障害者支援課
ハート・プラ スマーク		身体内部に障害のある方を示す、国内で使用されているマークです。 内部障害（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）のある方は外見からは分かりにくいいため、内部障害への理解と配慮を求めているものです。 【関連機関】（NPO）ハート・プラスの会